

角田市地域防災計画

資料編

目 次

第1章 総則に関する資料	資-1
資料1-2-1 角田市防災会議条例	資-1
資料1-2-2 角田市防災会議規程	資-3
資料1-2-3 角田市災害対策本部条例	資-4
資料1-2-4 角田市災害対策本部運営要綱	資-5
第2章 災害予防に関する資料	資-17
資料2-1-1 市内の主な河川	資-17
資料2-1-2 国土交通省管理河川の重要水防箇所	資-18
資料2-1-3 宮城県管理河川の重要水防箇所	資-20-3
資料2-1-4 ため池	資-21
資料2-1-5 雨量観測所及び水位観測所	資-22
資料2-1-6 水防倉庫の状況	資-22
資料2-1-7 水防資材備蓄数	資-23
資料2-1-8 土砂災害警戒区域等指定箇所	資-24
資料2-1-9 山腹崩壊危険地区	資-37
資料2-1-10 土砂災害危険箇所の防災パトロール関係機関	資-39
資料2-1-11 除雪・融雪対象の主要道路	資-39
資料2-3-1 角田市指定文化財一覧	資-40
資料2-7-1 自主防災組織結成状況	資-42
資料2-9-1 浸水想定区域内等要配慮者利用施設	資-45
資料2-10-1 防災行政無線の設置状況	資-47
資料2-10-2 宮城県地域衛星通信ネットワーク全体イメージ	資-48
資料2-10-3 宮城県総合防災情報システム概要図	資-49
資料2-12-1 市の防災拠点	資-49
資料2-13-1 災害時における相互応援等協定一覧表	資-50
資料2-15-1 角田市緊急輸送道路	資-52
資料2-16-1 指定緊急避難場所及び指定避難所	資-54
資料2-18-1 食料・飲料水の備蓄状況	資-56
資料2-18-2 給水資機材の保有状況	資-56
資料2-21-1 非常用マンホールトイレの整備状況	資-57
資料2-22-1 市街地・準市街地	資-58
資料2-22-2 特殊建築物の状況	資-59
資料2-22-3 消防力の状況	資-63
資料2-22-4 森林分布図	資-64
資料2-22-5 林野火災の消防体制	資-65
資料2-22-6 危険物施設等の状況	資-65
資料2-22-7 高圧ガス施設	資-70
第3章 応急対策に関する資料	資-71

資料3-2-1	角田市行政区(93)	資-71
資料3-2-2	消防団(非常警戒巡視)区分	資-72
資料3-2-3	災害調書・災害概況即報・災害状況報告	資-73
資料3-3-1	電気通信設備の優先的利用	資-82
資料3-3-2	無線通信局一覧及び民間無線局一覧	資-82
資料3-8-1	救助の種類	資-83-1
資料3-9-1	自衛隊自主派遣の判断基準	資-86
資料3-9-2	自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書	資-87
資料3-9-3	自衛隊派遣部隊の救援活動内容及び自衛官の権限	資-89
資料3-9-4	自衛隊車両の駐車場	資-91
資料3-9-5	ヘリポートの設置	資-91
資料3-10-1	緊急救助活動の連絡先	資-92
資料3-11-1	救護所の設置予定場所	資-92
資料3-11-2	市内の医療機関一覧	資-93
資料3-12-1	緊急通行車両の標章	資-94
資料3-12-2	緊急通行車両確認証明書	資-95
資料3-12-3	市所有車両	資-96
資料3-12-4	旅客自動車運送業者	資-99
資料3-12-5	貨物自動車運送業者	資-99
資料3-12-6	ヘリコプター発着場所	資-99
資料3-13-1	防災ヘリコプター緊急運航要請書	資-100
資料3-14-1	避難指示等の実施者及び根拠法令	資-101
資料3-19-1	米穀の調達先	資-102
資料3-19-2	その他副食品等の調達先	資-102
資料3-19-3	調達物資の集積場所	資-102
資料3-19-4	炊き出しの実施予定場所	資-103
資料3-19-5	炊き出しの協力団体	資-103
資料3-19-6	目標とする給水量	資-103
資料3-19-7	防災備蓄品	資-104
資料3-21-1	死体捜索の実施要領	資-105
資料3-21-2	遺体の一時保存予定地	資-106
資料3-21-3	火葬、埋葬の実施要領	資-107
資料3-24-1	学校施設の代替予定施設	資-108
資料3-33-1	市内の主な建設業者	資-109
第4章	災害復旧・復興対策に関する資料	資-110
資料4-2-1	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件	資-110
資料4-2-2	角田市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱基準	資-111
資料4-7-1	激甚災害及び局地激甚災害の指定基準	資-113

第1章 総則に関する資料

資料1—2—1 角田市防災会議条例

角田市防災会議条例

制定	昭和38年4月1日	条例第14号
改正	昭和38年9月10日	条例第26号
	昭和38年12月24日	条例第36号
	昭和52年6月24日	条例第15号
	平成8年3月26日	条例第4号
	平成12年3月31日	条例第3号
	平成24年9月25日	条例第16号
	令和4年6月24日	条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき、角田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 角田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 仙南地域広域行政事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 指定公共機関及び公共的団体の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指命する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 9 月 10 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 12 月 24 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 6 月 2 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 3 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 24 日条例第 19 号)

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

角田市防災会議規程

制定 昭和 39 年 4 月 1 日 庁訓第 2 号

第 1 条 この規程は、角田市防災会議条例(昭和 38 年角田市条例第 14 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき条例に定めるもののほか角田市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに、開催日時、開催場所及び議事事項を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 委員は病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

第 3 条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

第 4 条 防災会議に置く部会の数、名称及び構成については、会長が防災会議にはかつて定める。

2 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て第 2 条第 1 項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、病気その他の理由により部会に出席することができない委員について準用する。

第 5 条 部会の運営については、前条に定めるもののほか、防災会議の例に準ずるものとする。

2 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。

3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終ったときは、すみやかに報告書に議事録を添え会長に提出するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1—2—3 角田市災害対策本部条例

角田市災害対策本部条例

制定 昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 15 号

改正 平成 8 年 3 月 26 日 条例第 5 号

平成 24 年 9 月 25 日 条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条第 8 項の規定に基づき、角田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 26 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

角田市災害対策本部運営要綱

制定	昭和 53年10月 31日	
改正	昭和 54年 3月 31日	
	昭和 59年 4月 1日	
	平成 8年 3月 26日	告示第 17号
	平成 8年 4月 1日	告示第 30号
	平成 9年 3月 31日	告示第 27号
	平成10年 4月 14日	告示第 36号
	平成14年 4月 1日	告示第 44号
	平成17年 3月 31日	告示第 33号
	平成17年 8月 3日	告示第 70号
	平成18年 1月 24日	告示第 6号
	平成18年 3月 31日	告示第 50号
	平成19年 3月 30日	告示第 39号
	平成20年 6月 2日	告示第 56号
	平成22年 3月 31日	告示第 35号
	平成23年 4月 28日	告示第 66号
	平成23年12月 9日	告示第127号
	平成24年 3月 30日	告示第 65号
	平成25年 3月 29日	告示第 55号
	平成26年 3月 31日	告示第 47号
	平成26年12月 8日	告示第112号
	平成27年 3月 31日	告示第 54号
	平成29年 3月 31日	告示第 61号
	平成30年 3月 30日	告示第 64号
	平成31年 3月 29日	告示第 68号
	令和 2年 3月 31日	告示第 72号
	令和 3年 3月 31日	告示第 63号
	令和 4年 3月 11日	告示第 22号
	令和 4年 3月 31日	告示第 41号

角田市災害対策本部運営要綱（昭和38年4月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、角田市災害対策本部条例（昭和38年角田市条例第15号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づき、角田市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（対策本部の位置）

第2条 本部は、角田市役所内に置く。

(対策本部の設置及び廃止)

第3条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、角田市地域防災計画の定めるところにより、対策本部を設置することができる。

2 災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市長は、対策本部を廃止する。

(本部員会議)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施を推進する。

2 本部員会議は、本部長が招集する。

3 本部員は、災害応急対策に関し本部員会議に付議する必要があると認める場合は、その資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

4 本部員が本部員会議に出席する場合は、それぞれの所管事項に関する次の災害対策資料を提出しなければならない。

(1) 災害及び被害の状況

(2) 応急活動及び措置内容

(3) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項

(4) 今後の応急対策及び復旧対策（以下別表第2において「応急復旧」という。）

(5) その他本部長の指示事項

5 本部長は、災害応急対策の協議に当たって各関係機関を会議に出席させることができる。

(本部連絡会議)

第4条の2 本部員会議に、部会として本部連絡会議を置く。

2 本部連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 災害対策本部運営及び各部の総合調整に関すること。

(2) 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること。

(3) 関係機関及び協力機関に対する連絡調整並びに協力要請に関すること。

(4) 被害及び災害対策活動の情報に係る資料の収集・報告に関すること。

(5) その他本部長が必要と認める事項

3 本部連絡会議は、危機管理監及び連絡員で構成する。

4 本部連絡会議は、危機管理監が主宰する。ただし、危機管理監が不在のときは、防災安全課長の職にある者がその職務を代理し、危機管理監及び防災安全課長がともに不在のときは、危機管理監があらかじめ指名する連絡員がその職務を代理する。

5 連絡員は、総務班、保健福祉班、都市整備班、上下水道部、教育総務班及び生涯学習班の班員の中から、当該班の所管部長が指名した者（課長補佐に相当する職にある者に限る。）をもって充て、危機管理監の命を受け各部相互の連絡調整及び各種情報の収集に従事する。

6 危機管理監は、必要があると認めるときは、連絡員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

7 本部連絡会議の庶務は、防災安全課において処理する。

(本部員会議等への付議)

第4条の3 危機管理監は、必要に応じ、本部連絡会議における審議の結果を本部員会議に付議し、又は報告するものとする。

2 災害対策に関する重要事項で急施を要するものその他特別の事情があるものについて、危機管理監が必要と認めるとき又は他の本部員が危機管理監と協議のうえ必要と認めるときは、当該事項を本部連絡会議に付議することができる。

(部の設置)

第5条 条例第3条に規定する部は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 部に部長及び副部長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(班の設置)

第6条 部に別表第1に掲げる班を置く。

2 班に班長及び班員を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

(部及び班の分掌業務)

第7条 部及び班は、別表第2に定める災害対策業務を分掌し、これを実施する。

(職員の配備)

第8条 本部長は、第3条第1項の規定により対策本部を設置した場合は、別表第3に定める非常配備基準により職員の配備を指令する。

2 前項の規定による非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

3 部長は、非常配備基準によりあらかじめ各班ごとの配備編成計画を毎年4月1日現在をもって作成し、所属職員に徹底するとともに、4月末日までに本部長に提出しなければならない。

4 配備編成計画は、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

(1) 配備区分ごとの職員名

(2) 週休日、休日及び勤務時間外の配備措置並びに招集の連絡方法

(自衛隊の派遣要請)

第9条 部長は、自衛隊の派遣を要請する必要があると認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が、自衛隊の派遣要請を決定したときは、危機管理監は直ちに宮城県知事に対し、派遣要請の手続きをしなければならない。

(協力機関の協力要請)

第10条 部長は、隣接市町その他の協力機関の応援協力を必要と認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が協力機関の協力要請を決定したときは、危機管理監は、直ちに協力機関に対し、協力要請の手続きをしなければならない。

(被害状況等報告の取扱い)

第11条 部長は、災害の被害状況及び応急対策措置について随時被害状況報告書(様式)により危機管理監に通報しなければならない。

2 危機管理監は、前項の通報を取りまとめ本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、被害状況等を宮城県災害対策本部大河原支部長に報告し、必要に応じ住民等に公表する。
(記録)

第12条 部長は、災害に関する各種情報、指示事項及び報告等の受理及び伝達に当たっては、軽易な事項を除き、すべて記録し、これを保存しなければならない。

(標識)

第13条 本部長、副本部長、本部員、班長及び班員は、被災現場において災害対策活動に従事するときは別に法令等の定めがある場合を除き、別図第1の規格による腕章を着用しなければならない。

2 災害対策活動に使用する本部の自動車は別に法令等の定めがある場合を除き、別図第2の規格による標旗をつけなければならない。

(警戒本部又は特別警戒本部の設置等)

第14条 対策本部の設置を要しない規模の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、警戒本部又は特別警戒本部を設置することができる。

2 市長は、前項の規定により警戒本部又は特別警戒本部を設置した場合は、別表第3に定める非常配備基準により職員の配備を指令する。

3 災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市長は、警戒本部又は特別警戒本部を廃止し、前項の規定による非常配備体制の解除を指令する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じ指示する。

附 則

1 この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

2 角田市災害対策本部活動要領(昭和38年4月1日)は、廃止する。

附 則(昭和54年3月31日)

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月26日告示第17号)

この告示は、平成8年3月26日から施行する。

附 則(平成8年4月1日告示第30号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日告示第27号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月14日告示第36号)

この告示は、平成10年4月14日から施行する。ただし、改正後の角田市災害対策本部運営要綱の規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成14年4月1日告示第44号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日告示第33号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月3日告示第70号)

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月24日告示第6号)

この告示は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第50号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第39号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月2日告示第56号)

この告示は、平成20年6月2日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日告示第66号)

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月9日告示第127号)

この告示は、平成23年12月12日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第65号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日角田市告示第55号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第47号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日告示第112号)

この告示は、平成26年12月8日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第54号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第61号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第64号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第68号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第72号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第63号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日告示第22号)

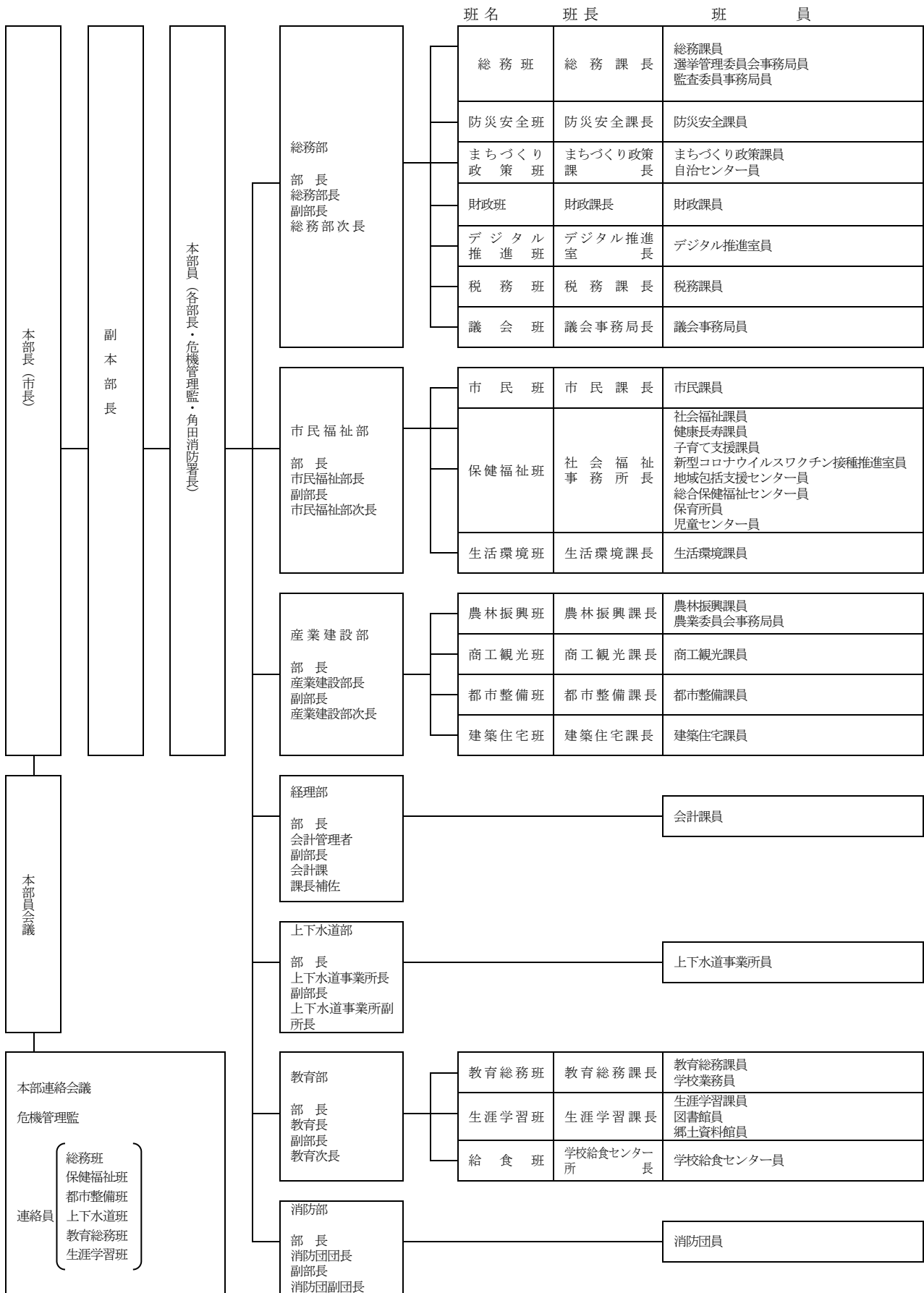
この告示は、令和4年3月11日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第41号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第5条、第6条関係)

角 田 市 災 害 対 策 本 部 編 成 図



別表第2(7条関係)

災害対策業務

部名	班名	分掌事務		
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有車両の配車に関する事。 2 職員の配備及び部間の職員応援に関する事。 3 災害応急対策に従事する職員の健康管理及び福利厚生対策に関する事。 4 職員の安否確認に関する事。 5 災害派遣職員の受入れに関する事。 6 報道機関との連絡調整に関する事。 7 災害広報に関する事。 8 災害対策活動並びに被害記録の作成及び提供に関する事。 9 市庁舎の被害調査及び応急復旧に関する事。 10 市有財産の被害状況把握に関する事。 11 燃料の確保及び補給可能事業所の把握に関する事。 12 部内の総括及び連絡調整に関する事。 13 各部及び各班に属さない事項に関する事。 14 防災安全班の応援に関する事。 15 保健福祉班の応援に関する事（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。 		
	総務部	防災安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の運営に関する事。 2 被害、気象情報等の受理及び収集並びに伝達に関する事。 3 自衛隊の派遣要請及び関係機関への応援協力要請に関する事。 4 避難所の開設命令、避難指示等に関する事。 5 国、県その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 被害調査の総括に関する事。 7 行政防災無線の統制に関する事。 8 交通規制等応急対策の連絡調整に関する事。 9 自主防災組織との連絡調整に関する事。 10 各部の総合調整に関する事。 	
		まちづくり 政策班		<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県等に対する陳情及び請願に関する事。 2 業務継続計画に伴う業務の実施及び調整に関する事。 3 避難所（自治センターに限る。）の提供及び設営補助に関する事。 4 各地区の被害情報の収集及び地域住民への情報提供に関する事。 5 公共交通機関の情報収集、対策等に関する事。 6 災害統計に関する事。 7 防災安全班及び保健福祉班の応援に関する事。

部名	班名	分掌事務
総務部	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政措置に関すること。 2 防災安全班の応援に関すること。 3 保健福祉班の応援に関すること（救助事務の総括並びに避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	デジタル推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災安全班の応援に関すること。 2 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 税の措置に関すること。 2 住家等の被害調査に関すること。 3 罹災証明及び被災証明（物的被害）に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 総務班及び防災安全班の応援に関すること。 3 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
市民福祉部	市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体捜索及び死体収容埋葬の連絡調整に関すること。 2 安否情報の提供に関すること。 3 被災者台帳の作成に関すること。 4 被災証明（人的被害）に関すること。 5 避難者の実態把握に関すること。 6 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容に関することに限る。）。 7 生活環境班の応援に関すること。
	保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療対策に関すること。 2 救護所の開設及び運営並びに医師等で構成する救護班の編成に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 妊産婦及び乳児等要配慮者の救護に関すること。 5 被災者の精神保健に関すること。 6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助事務の総括に関すること。 8 高齢者、身体障害者等災害時要配慮者の救護に関すること。 9 避難所の管理運営及び避難者の収容に関すること。 10 防疫対策（家屋内外の消毒等防疫活動を除く。）に関すること。 11 ボランティアの受入れに関すること。 12 角田市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 13 部内の総括及び連絡調整に関すること。

部名	班名	分掌事務
市民福祉部	生活環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物及びし尿処理対策に関すること。 2 防疫対策（家屋内外の消毒等防疫活動に限る。）に関すること。 3 被災者の相談に関すること。 4 愛玩動物に関すること。 5 その他衛生対策に関すること。 6 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
産業建設部	農林振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 農林関係機関等への情報伝達及び情報収集に関すること。 3 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。 2 被災商工業者等の相談に関すること。 3 義援物資の受入れ、保管、配送等に関すること。 4 食料、生活必需品等の調達、供給及び配分に関すること。 5 物資販売店情報の収集に関すること。 6 帰宅困難者対策に関すること。 7 部内の総括及び連絡調整に関すること。
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制による現場作業及び障害物除去箇所の把握に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。 4 急傾斜地、がけ崩れ及び堤防の状況調査並びに応急対策に関すること。 5 緊急輸送道路等の確保に関すること。
	建築住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 市内各種建築物の復旧指導及び相談に関すること。 4 応急仮設住宅の供与及び運営に関すること。 5 被災住宅の応急修理等に関すること。 6 税務班及び生活環境班の応援に関すること（住家等の被害調査及び被災者の相談等に限る。）。
経理部		<ol style="list-style-type: none"> 1 経理に関すること。 2 義援金に関すること。 3 防災安全班の応援に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。

部名	班名	分掌事務
上下水道部		<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 給水及び応急給水に関すること。 3 被害状況及び非常用給水の広報に関すること。 4 公認業者への協力依頼及び仮復旧工事に関すること。 5 汚水排水対策に関すること。 6 仮設トイレの設置及び管理に関すること。
教育部	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 児童生徒の被害状況把握、教材等の確保及び被災児童生徒の教育対策に関すること。 3 避難所（学校施設に限る。）の提供及び設営補助に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。 5 部内の総括及び連絡調整に関すること。
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護対策に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧並びに利用者の保護に関すること。 3 避難所（市民センター、スポーツ交流館及び総合体育館に限る。）の提供及び設営補助に関すること。 4 保健福祉班の応援に関すること（避難所の管理運営及び避難者の収容等に限る。）。
	給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への配食に関すること。 2 教育総務班の応援に関すること。
消防部		<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の避難誘導及び被災者の救出に関すること。 2 消防、水防その他防災活動に関すること。 3 河川その他危険区域における応急措置に関すること。 4 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関すること。 5 初期災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。

別表第3（第8条、第14条関係）

対策本部における非常配備に関する基準（風水害等）

種別	配備	配備時期	配備内容	配備該当者
警戒配備	0号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。	危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長、総務部防災安全班及び各部長があらかじめ指定した職員
警戒本部	1号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合で、災害が発生するおそれがあるとき又は軽微な災害が発生したとき。 2 笠松観測所の水位が水防団待機水位（13.00メートル）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。	危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
特別警戒本部	2号配備	1 大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合で、広範囲な災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。 2 笠松観測所の水位がはん濫注意水位（14.50メートル）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により災害対策本部へ移行できる態勢とする。	危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要人員
災害対策本部	3号配備	1 大雨、洪水等の特別警報が発表されたとき。 2 大規模な災害が発生し、又は全域に災害の発生のおそれがあるとき。 3 笠松観測所の水位が避難判断水位（16.60メートル）に到達し、さらに水位上昇のとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。	各部の所属部員全員

備考 週休日、休日及び勤務時間外の配備は次のとおりである。

- 1 大雨、洪水等の注意報が発表されたときは、0号配備の配備該当者は、気象情報等の収集に努めるものとする。
- 2 0号配備に示す情報が発表されたとき、及び1号配備に示す状況が予想されたときは、1号配備及び2号配備の配備該当者は、それぞれ自宅待機とする。
- 3 2号配備又は3号配備に示す状況が予測されたときは、配備該当者は、市長の指令を待たずにそれぞれの部署につき各災害業務に従事するものとする。

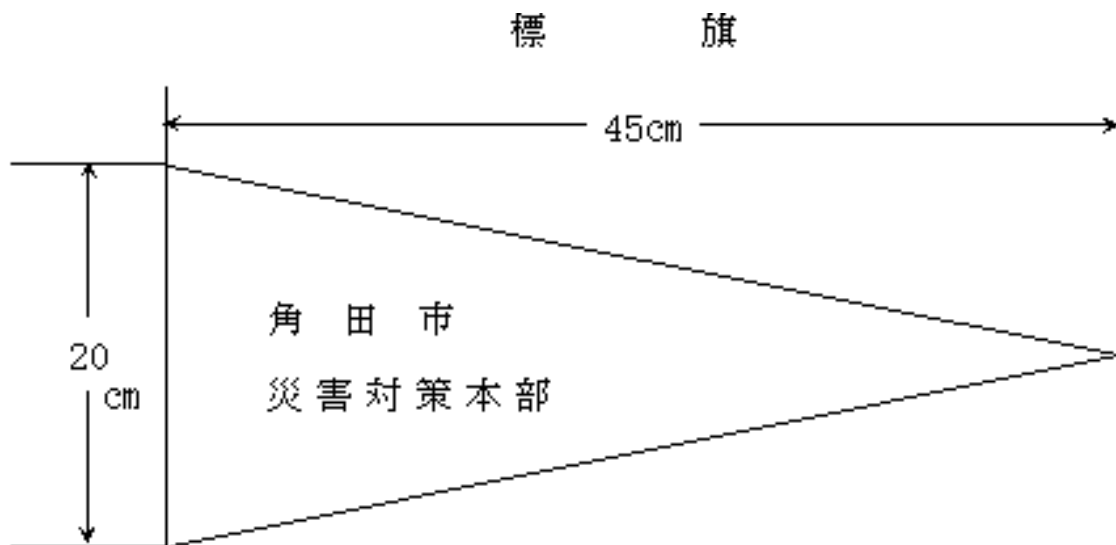
対策本部における非常配備に関する基準（震災）

種別	配備	配備時期	配備内容	配備該当者
警戒本部	1号配備	1 市内で震度4の地震を観測したとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により特別警戒本部に移行できる態勢とする。	危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、上下水道事業所長及び各部の所属部員で必要な人員
特別警戒本部	2号配備	1 市内で震度5弱又は5強の地震を観測したとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	関係する部の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡並びに応急対策を実施し、状況により災害対策本部へ移行できる態勢とする。	危機管理監、各部長及び各部の所属部員で必要な人員
災害対策本部	3号配備	1 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 災害救助法適用の甚大な被害を受けたとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	所要人員の全員をもって当たるもので、直ちに活動できる完全な態勢とする。	各部の所属部員全員

備考 週休日、休日及び時間外の配備は次のとおりである。

- 1 市内で震度4の地震発生が発表されたときは、1号配備の配備該当者は、被害情報等の収集に努めるものとする。
- 2 1号配備に示す震度が発表されたときは、1号配備の配備該当者は、被害情報等の収集及び被害状況に応じた応急災害対策に従事するものとする。
- 3 2号配備及び3号配備に示す震度が発表されたときは、配備該当者は、市長の指令を待たずにそれぞれの部署につき各災害業務に従事するものとする。

別図第2 (第13条関係)



(注) 台地を赤色とし、文字を白色とする。

第2章 災害予防に関する資料

資料2-1-1 市内の主な河川

(平成31年4月現在)

水系	河川名	流路延長 (m)	流路総延長 (m)	管理者
阿武隈川	阿武隈川	22,905	22,905	国土交通大臣
	尾袋川	9,554	49,264	宮城県知事
	高倉川	10,045		
	雑魚橋川	2,181		
	半田川	2,399		
	小田川	12,481		
	桜井川	5,000		
	新桜井川	4,104		
	内町堀川	1,200		
	大谷川	2,300		
	合計		72,169	

資料 2-1-2 国土交通省管理河川の重要水防箇所

1 重要水防箇所別区間

(令和4年4月1日現在)

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和4年度評定				令和3年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防 (m)		工作別 (箇所)		堤防 (m)		工作別 (箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川 下流	16.8 17.2 + 110	江尻 左岸	堤体漏水 18		510 510							シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	角田 出 張 所
	16.8 18.4	江尻 左岸	堤防断面 19						1,578 1,258			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	江尻	角田市	
	17.2 17.4	江尻 左岸	越水 20		165 165					165 165		積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は17.2k+90m付近	江尻	角田市	
	17.2 + 110 17.2 + 180	江尻 左岸	堤体漏水 21	70 70								シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	17.2 + 180 17.2 + 300	江尻 左岸	堤体漏水 22		120 120							シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	17.6 17.8	江尻 左岸	越水 23		155 155					155 155		積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は17.8k付近	江尻	角田市	
	17.6 + 90 17.6 + 100	江尻 左岸	堤体漏水 24		10 0							シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	17.8 + 124 17.8 + 178	江尻 左岸	漏水 25						54 54			釜段工 月の輪工	評定基準改定による減	江尻	角田市	
	17.8 + 124 18.0 + 60	江尻 左岸	堤体漏水 26	136 136								シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	17.8 + 124 18.0 + 103	江尻 左岸	基礎地盤漏水 27		179 179							釜段工 月の輪工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	17.8 + 232 18.0 + 103	江尻 左岸	漏水 28						109 109			釜段工 月の輪工	評定基準改定による減	江尻	角田市	
	18.0 + 60 18.0 + 103	江尻 左岸	堤体漏水 29	43 43								シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	18.2 + 3 18.6	江尻 左岸	堤体漏水 30		397 397							シート張工 木流し工	評定基準改定による重点監視区間 (18.4k~18.6k)	江尻	角田市	
	18.2 + 155	江尻 左岸	工作物 31			1					1	釜段工 月の輪工	浸透路長不足 土瓜樋管S18設置	江尻	角田市	
	18.4 18.6	江尻 左岸	法崩れすべり 32						200 200			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	江尻	角田市	
	18.4 18.6	江尻 左岸	漏水 33						200 0			釜段工 月の輪工	評定基準改定による減	江尻	角田市	
	18.6 21.0	江尻 左岸	堤防断面 34							2,277 1,312		シート張工 木流し工	評定基準改定による減	江尻	角田市	
	18.6 + 190 20.8 + 90	江尻 左岸	堤体漏水 35		2,100 1,135							シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市	
	18.8 19.4	江尻 左岸	越水 36		620 620					620 620		積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は19.4k付近	江尻	角田市	
	19.6 20.0	江尻 左岸	越水 37		345 345					345 345		積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は19.8k付近	江尻	角田市	
20.8	江尻 左岸	工作物 38			1					1	釜段工 月の輪工	浸透路長不足 江尻第二排水機場S41設置	江尻	角田市		
20.8 + 153 20.8 160	江尻 左岸	堤体漏水 39		7 7							シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市		
20.8 + 160 21.0 + 17	江尻 左岸	堤体漏水 40		57 57							シート張工 木流し工	評定基準改定による	江尻	角田市		

様式-2-2

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和4年度評定				令和3年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所	
				堤防 (m)		工作別 (箇所)		堤防 (m)		工作別 (箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
阿武隈川下流	22.4 23.2	佐倉 左岸	越水 41		773 773					773 773			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は23.0k+110m付近	笠松	角田市	角田出張所
	22.8 + 90 23.8	佐倉 左岸	堤体漏水 42		910 0								シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	22.8 + 90 24.2 + 5	佐倉 左岸	堤体漏水 43		1,315 1,000								シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	23.0 + 80 24.4 + 80	佐倉 左岸	堤防断面 44							1,168 768			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	笠松	角田市	
	24.2 24.4 + 80	佐倉 左岸	越水 45		280 280					280 280			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は24.2k+165m付近	笠松	角田市	
	24.4 + 74	梶賀 左岸	工作物 46			1					1		釜段工 月の輸工	【許可工作物】浸透路長不足新桜揚水機場S45設置	笠松	角田市	
	25.0 25.2	梶賀 左岸	越水 47		270 270					270 270			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は25.2k付近	笠松	角田市	
	25.0 + 100 27.8 + 142	梶賀 左岸	堤体漏水 48		2,842 2,520								シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	25.0 + 100 26.6 + 45	梶賀 左岸	基礎地盤漏水 49		1,545 0								釜段工 月の輸工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	26.6 + 100 27.0 + 83	野田 左岸	堤防断面 50							423 423			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	笠松	角田市	
	26.8 27.6	野田 左岸	堤体漏水 51		800 0								シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	27.0 + 83 27.2	野田 左岸	越水 52		222 222					222 222			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は27.2k付近	笠松	角田市	
	27.2 + 135	野田 左岸	堤体漏水 53										シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	27.2 + 140	野田 左岸	堤体漏水 54										シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	28.0 28.0 + 150	野田 左岸	堤防断面 55							150 150			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	笠松	角田市	
	28.0 + 90 28.8 + 130	野田 左岸	堤体漏水 56		840 840								シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	29.0 + 133 29.2 + 11	野田 左岸	堤体漏水 57		78 78								シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市	
	29.2 + 72 29.6 + 110	野田 左岸	堤体漏水 58		438 438								シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市	
	30.8 31.2 + 10	館矢間 左岸	堤体漏水 59		410 410								シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市	
	31.4 + 145 34.4 + 10	館矢間 左岸	堤体漏水 60		2,865 2,865								シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市	
32.2 + 60 32.2 + 110	館矢間 左岸	基礎地盤漏水 61	50 50									釜段工 月の輸工	評定基準改定による	丸森	角田市		
15.8 + 30 16.4 + 150	鳩原 右岸	基礎地盤漏水 106		720 720								釜段工 月の輸工	評定基準改定による	江尻	角田市		
15.8 + 30 16.4 + 150	鳩原 右岸	漏水 107							500 500			釜段工 月の輸工	評定基準改定による減	江尻	角田市		
18.2 + 55 18.2 + 75	平貫 右岸	堤防断面 108							20 20			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	江尻	角田市		
19.2 19.4	平貫 右岸	越水 109		200 200					200 200			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は19.4k付近	江尻	角田市		

様式-2-2

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和4年度評定				令和3年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防 (m)		工作別 (箇所)		堤防 (m)		工作別 (箇所)						
				A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川下流	20.2 + 80 20.6	坂津田 右岸	堤防断面 110						523 523			シート張工 木流し工	評価基準改定による減	江尻	角田市	角田出張所
	20.8 + 70 21.4 + 100	坂津田 右岸	堤防断面 111						195 195			シート張工 木流し工	評価基準改定による減	江尻・笠松	角田市	
	21.0 + 70 22.2 + 37	坂津田 右岸	堤体漏水 112		1,167 930							シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	21.6 22.6 + 165	坂津田 右岸	堤防断面 113						1,239 513			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	笠松	角田市	
	22.0 22.6	坂津田 右岸	越水 114		726 726				726 726			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は22.4k+50m付近	笠松	角田市	
	22.2 + 90 22.4 + 78	坂津田 右岸	堤体漏水 115		188 0							シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	22.6 + 51 22.8 + 45	藤尾 右岸	堤体漏水 116		194 149							シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	22.8 22.8 + 150	藤尾 右岸	漏水 117						150 0			釜段工 月の輪工	評定基準改定による減	笠松	角田市	
	22.8 23.2	藤尾 右岸	越水 118		500 500				500 500			積土のう工	一連区間のうち一番低い箇所は22.8k+225m付近	笠松	角田市	
	22.8 + 80 23.8 + 127	藤尾 右岸	堤体漏水 119		1,047 727							シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	22.8 + 10	藤尾 右岸	基礎地盤漏水 120									釜段工 月の輪工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	24.0 + 45 25.4	藤尾 右岸	堤体漏水 121		1,355 1,355							シート張工 木流し工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	25.4 26.8 + 125	青木 右岸	基礎地盤漏水 122		1,525 1,525							釜段工 月の輪工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	25.4 26.8 + 130	青木 右岸	漏水 123						1,350 1,350			釜段工 月の輪工	評定基準改定による減	笠松	角田市	
	27.6 + 60 27.6 + 150	枝野 右岸	基礎地盤漏水 124		90 90							釜段工 月の輪工	評定基準改定による	笠松	角田市	
	28.2 + 170	枝野 右岸	基礎地盤漏水 125									釜段工 月の輪工	評定基準改定による	丸森	角田市	
	30.0 + 6 30.0 + 90	枝野 右岸	堤体漏水 126		84 84							シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市	
	30.0 + 6 30.0 + 90	枝野 右岸	基礎地盤漏水 127		84 0							釜段工 月の輪工	評定基準改定による	丸森	角田市	
	31.6 31.8	枝野 右岸	堤防断面 128						180 180			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	丸森	角田市	
	31.6 + 5	枝野 右岸	堤体漏水 129									シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市	
31.6 + 5	枝野 右岸	基礎地盤漏水 130									釜段工 月の輪工	評定基準改定による	丸森	角田市		
32.0 32.4 + 55	枝野 右岸	堤防断面 131						535 535			シート張工 木流し工	評定基準改定による減	丸森	角田市		
32.2 + 40	枝野 右岸	基礎地盤漏水 132									釜段工 月の輪工	評定基準改定による	丸森	角田市		
32.4	枝野 右岸	堤体漏水 133									シート張工 木流し工	評定基準改定による	丸森	角田市		
32.4 + 65 32.4 + 129	枝野 右岸	基礎地盤漏水 134		64 64							釜段工 月の輪工	評定基準改定による	丸森	角田市		

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長
重複の優先順位は、1.越水(溢水)、2.堤体漏水、3.基礎地盤漏水

2 重要水防要注意区間

(令和4年4月1日現在)

様式-3

河川名	距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和4年度評定			対策水防 工法名	変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸隔 (箇所)						
阿武隈川下流	17.8 + 140	江尻 左岸	破堤箇所 要6		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	角 田 出 張 所
	20.8 + 160	佐倉 左岸	破堤箇所 要7		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	24.0 24.0 + 160	佐倉 左岸	旧川跡 要8		170 170		釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	24.2 + 130 24.4 + 100	梶賀 左岸	旧川跡 要9		160 160		釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	26.6 + 20 26.6 + 170	野田 左岸	旧川跡 要10		150 150		釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	27.0 + 210	野田 左岸	破堤箇所 要11		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	27.2 + 80 27.4 + 73	野田 左岸	旧川跡 要12		300 300		釜段工 月の輪工			笠松	角田市	
	27.2 + 100	野田 左岸	破堤箇所 要13		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	28.0 + 80 28.2 + 30	野田 左岸	旧川跡 要14		150 150		釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	29.2 + 200 29.4 + 80	野田 左岸	旧川跡 要15		180 180		釜段工 月の輪工			丸森	角田市	
	14.4 + 70 14.4 + 135	鳩原 右岸	破堤箇所 要23		65 65		シート張工 木流し工	S61.8		江尻	角田市	
	14.6 + 140	鳩原 右岸	破堤箇所 要24		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	15.2 + 70	鳩原 右岸	破堤箇所 要25		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	15.6	鳩原 右岸	破堤箇所 要26		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	16.4 + 120	鳩原 右岸	破堤箇所 要27		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	16.6 + 110	鳩原 右岸	破堤箇所 要28		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	18.6 + 80	平貫 右岸	破堤箇所 要29		- -		シート張工 木流し工	S23.9 破堤延長不明		江尻	角田市	
	18.8 + 70	平貫 右岸	破堤箇所 要30		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.4 - 10	坂津田 右岸	破堤箇所 要31		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.4 + 180	坂津田 右岸	破堤箇所 要32		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	20.6 + 100	坂津田 右岸	破堤箇所 要33		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		江尻	角田市	
	21.4 + 150	坂津田 右岸	破堤箇所 要34		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.6 + 140	坂津田 右岸	破堤箇所 要35		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	21.8 + 190	坂津田 右岸	破堤箇所 要36		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	22.2 + 100	坂津田 右岸	破堤箇所 要37		- -		シート張工 木流し工	S16.7 破堤延長不明		笠松	角田市	
	29.8 30.6 + 60	枝野 右岸	旧川跡 要38		800 740		釜段工 月の輪工			丸森	角田市	

注) 上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

資料 2-1-3 宮城県管理河川の重要水防箇所

(令和4年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	令和4年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当水防団	摘要	
						評定種別	堤防 (m)		工作物							要注区间
							A	B	A	B						
大10	阿武隈川	尾袋川	左	有堤	角田市江尻字谷津	堤防高		100				越水	積土のう		角田市消防団第6分団	
大15	阿武隈川	尾袋川	左	有堤	角田市江尻字島西	破堤跡					40	破堤	シート張り木流し	災害復旧	角田市消防団第6分団	R1堤防復旧工事了に伴う追加
大16	阿武隈川	高倉川	右	有堤	角田市高倉館東	破堤跡					50	破堤	シート張り	災害復旧	角田市消防団第5分団	R1堤防復旧工事了に伴う追加
大20	阿武隈川	半田川	左	有堤	角田市藤田字青木	破堤跡					35	破堤	シート張り	災害復旧	角田市消防団第3分団	R1堤防復旧工事了に伴う追加
大23	阿武隈川	高倉川	左	有堤	角田市横倉高森	漏水	190					破堤	月輪	災害復旧	角田市消防団第6分団	漏水履歴があり対策未施行 (R2 災未着手)
大24	阿武隈川	高倉川	左	有堤	角田市江尻字木所	破堤跡					40	破堤	シート張り木流し	災害復旧	角田市消防団第6分団	R1堤防復旧工事了に伴う追加 (R2.9完了)

資料2-1-4 ため池

重要防災農業用ため池及び農業用ため池（10,000m³以上）

（令和3年6月30日現在）

番号	名称	所在地	堤高	堤長	総貯水量 (千m ³)	防災 重点 農業用 ため池	管理者	備考
			(m)	(m)				
1	是入溜池	藤田字北是入21	3	39	1	○	角田市	
2	堤下溜池	鳩原字堤下66	3	99.4	11.6		角田市	
3	猿田第1溜池	平貫字猿田37	6.5	111	13		土地 改良区	
4	山梨溜池（上）	笠島字山梨51-2	16	70	17.1		角田市	
5	山梨溜池（下）	笠島字山梨38	10	81	11.8		角田市	
6	市の亟溜池	豊室字一之亟24	4	98	23.3		角田市	
7	手代木溜池	高倉字手代木137	2.5	254	84		角田市	
8	沢尻溜池	高倉字沢尻18-5	6.5	38.5	11.4		角田市	
9	岡沼溜池	高倉字岡沼44	6.5	59	12		角田市	
10	菖蒲沢溜池	君萱字菖蒲沢112	5.5	54	10.7		角田市	
11	山田溜池	君萱字山田115	10	65	26.8		角田市	
12	鍛冶屋沢溜池	神次郎字鍛冶屋沢47	5	47.8	4	○	角田市	
13	西ノ入溜池（1）	毛萱字西ノ入3	4	76.7	15.5		角田市	
14	小針溜池	稲置字台ノ前18	4.2	51	1.2	○	角田市	
15	後田溜池	稲置字後田28	7	80	12.3		角田市	
16	山上溜池	藤田字山上18	6.5	145	14.8		角田市	
17	仙石下溜池	藤田字仙石36	6.9	100	35		土地 改良区	
18	鈴ヶ入上溜池	尾山字一ノ矢20	6	30	10		土地 改良区	
19	鈴ヶ入下溜池	尾山字一ノ矢18	3.5	44.5	10		土地 改良区	
20	内町上溜池	尾山字山入97	8	158	78.6	○	土地 改良区	
21	内町下溜池	尾山字内町40	8.5	329.6	281	○	土地 改良区	
22	池田溜池（1）	島田字池田27	7.6	104	23.3		土地 改良区	
23	日向溜池	島田字日向43	7	75	17.8		土地 改良区	
24	諏訪部上溜池	島田字諏訪部35	8	84	10		土地 改良区	
25	諏訪部下溜池	島田字諏訪部33	7.5	75	12		土地 改良区	

「みやぎの農業用ため池データベース」より引用

資料 2-1-5 雨量観測所及び水位観測所

(令和3年4月1日現在)

観測局名 観測所名	観測 項目	水系名	河川名	所在地	管理者名	記録方法
角田	雨量	阿武隈川	阿武隈川	宮城県角田市梶賀 字高畑北322-3	国土交通省 仙台河川国道事務所	テレメータ 自記紙
金津	雨量	阿武隈川	半田川	宮城県角田市尾山 字荒町125-1	国土交通省 仙台河川国道事務所	自記紙
高倉	雨量	阿武隈川	高倉川	宮城県角田市高倉 字本町15	宮城県土木部 防災砂防課	テレメータ
笠松	水位	阿武隈川	阿武隈川	宮城県角田市枝野字寄井	国土交通省 仙台河川国道事務所	テレメータ
江尻	水位	阿武隈川	阿武隈川	宮城県角田市江尻字巻前	国土交通省 仙台河川国道事務所	テレメータ
小田	水位	阿武隈川	小田川	宮城県角田市角田字住社	宮城県土木部河川課	テレメータ
横倉	水位	阿武隈川	尾袋川	宮城県角田市横倉地内	宮城県土木部河川課	テレメータ

資料 2-1-6 水防倉庫の状況

(令和3年3月1日現在)

番号	倉庫名	河川名	位置(所在地)
1	角田水防倉庫	阿武隈川他	角田市角田字大坊22
2	小田水防倉庫	小田川他	角田市小田字黒内38

資料 2-1-7 水防資材備蓄数

(令和4年7月1日現在)

保管場所	水防区		大河原	
	水防倉庫名		角田水防倉庫	小田水防倉庫
	所在地		角田字大坊	小田字黒内
水防資材	土のう	(枚)	8,000	600
	ビニールシート	(枚)	255	5
	木材 6 尺	(本)	150	9
	なわ	(玉)	3	
	鉄線	(Kg)	45	130
工具類	スコップ	(丁)	49	59
	掛矢	(丁)	12	3
	片手ハンマー	(丁)		
	大ハンマー	(丁)		
	つるはし	(丁)	1	7
	おの	(丁)	4	3
	のこぎり	(丁)	4	3
	かま	(丁)	16	19
	なた	(丁)	4	
	カッター	(丁)	4	1
	ペンチ	(丁)	4	
	一輪車	(台)	11	2
	安全ロープ	(巻)		
	縄より機	(個)	1	
クリッパー	(丁)	1		
照明器具類	投光器	(台)	8	
	発電機	(台)	7	
	携帯用電灯	(個)		
その他	ボート	(台)	3	
	コンプレッサー	(台)	1	
	テント	(張)	5	
	救命胴衣	(着)	20	

資料 2-1-8 土砂災害警戒区域等指定箇所

1 土石流

(令和 2 年 12 月 22 日現在)

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
1	土石流	1-12-001	鳩原字瀬ノ木橋、字鳩原下	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
2	土石流	1-12-003	鳩原字瀬ノ木橋、字鳩原下	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
3	土石流	1-12-004	鳩原字鳩原下、字瀬ノ木橋、字中島	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
4	土石流	1-12-005-1	鳩原字中島、字鳩原下、字瀬ノ木橋	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
5	土石流	1-12-005-2	鳩原字中島、字鳩原下、字瀬ノ木橋	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
6	土石流	1-12-006-1	鳩原字中島、字鳩原中、字上土浮	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
7	土石流	1-12-006-2	鳩原字中島、字鳩原中、字上土浮、字鳩原下	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
8	土石流	1-12-007	鳩原字上土浮、字鳩原中、字堤下	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
9	土石流	1-12-008	鳩原字堤下、字寺	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
10	土石流	1-12-009	鳩原字堤下、字寺	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
11	土石流	1-12-010	小坂字反田	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
12	土石流	1-12-011	小坂字反田、字北	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
13	土石流	1-12-012	小坂字石原、字北	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
14	土石流	1-12-013	小坂字石原、字北	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
15	土石流	1-12-014	小坂字石原	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
16	土石流	1-12-015	小坂字石原	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
17	土石流	1-12-016-1	小坂字岩下、字石原	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
18	土石流	1-12-016-2	小坂字岩下、字石原	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
19	土石流	1-12-017	小坂字岩下、字北	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
20	土石流	1-12-018	小坂字滝沢、小坂字南	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
21	土石流	1-12-019	小坂字滝沢、小坂字南	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
22	土石流	1-12-020	小坂字滝沢	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
23	土石流	1-12-021	平貫字沢入、平貫字堂前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
24	土石流	1-12-022	平貫字沢入、平貫字堂前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
25	土石流	1-12-023	平貫字堂前	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
26	土石流	1-12-024	平貫字宇賀入	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
27	土石流	1-12-025	平貫字鴉南、字館内、字中	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
28	土石流	1-12-026	平貫字鴉南、字館内	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
29	土石流	1-12-027	坂津田字宍戸、字吉ヶ入、字稲田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
30	土石流	1-12-028-1	坂津田字池田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
31	土石流	1-12-028-2	坂津田字池田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
32	土石流	1-12-029	坂津田字寒風沢	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
33	土石流	1-12-030	坂津田字寒風沢	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
34	土石流	1-12-031	藤田字是入、字北是入	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
35	土石流	1-12-032	藤田字館、字是入、字北是入	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
36	土石流	1-12-033	藤田字庄司、字宮沢、字春日	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
37	土石流	1-12-034	藤田字峠、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
38	土石流	1-12-035	藤田字峠、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
39	土石流	1-12-036	藤田字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
40	土石流	1-12-037	藤田字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
41	土石流	1-12-038	藤田字鹿野、字仙石	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
42	土石流	1-12-039	藤田字鹿野、字仙石、字源内原	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
43	土石流	1-12-040	藤田字鹿野、字仙石、字源内原	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
44	土石流	1-12-041	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
45	土石流	1-12-042	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
46	土石流	1-12-043	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
47	土石流	1-12-044-1	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
48	土石流	1-12-044-2	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
49	土石流	1-12-045	藤田字仙石、字鹿野	平成 28 年 3 月 18 日	第 273 号
50	土石流	1-12-046	尾山字一ノ矢、字吉田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
51	土石流	1-12-047	尾山字日向、字上日向	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
52	土石流	1-12-048	尾山字上日向、字日向、字大櫛	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
53	土石流	1-12-049	尾山字引田、尾山字大櫛、尾山字大橋	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
54	土石流	1-12-050	尾山字引田、字大橋、字大櫛	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
55	土石流	1-12-051	尾山字引田、尾山字山下	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
56	土石流	1-12-052	尾山字山下、尾山字引田	平成30年11月30日	第1048号
57	土石流	1-12-053	角田字鱸沼、字元鱸沼	令和2年3月17日	第204号
58	土石流	1-12-054	小田字荒井	令和2年3月17日	第203号
59	土石流	1-12-055	小田字柳沢、字長瀬、字台、字日向	令和2年3月17日	第203号
60	土石流	1-12-056	小田字坊ヶ入、字台、字竹ノ内、字戸ノ内	平成29年10月6日	第903号
61	土石流	1-12-057	小田字栃倉、字赤生	令和2年3月17日	第204号
62	土石流	1-12-058	小田字栃倉	令和2年3月17日	第203号
63	土石流	1-12-059	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
64	土石流	1-12-060	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
65	土石流	1-12-061	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
66	土石流	1-12-062	小田字赤生	令和2年3月17日	第203号
67	土石流	1-12-063	小田字荻窪	令和2年3月17日	第203号
68	土石流	1-12-064	小田字釜ノ入、字芋坊	令和2年3月17日	第203号
69	土石流	1-12-065	小田字芋坊	令和2年3月17日	第204号
70	土石流	1-12-066	小田字藤倉	令和2年3月17日	第203号
71	土石流	1-12-067	小田字斗蔵、字中島	令和2年3月17日	第203号
72	土石流	1-12-068	小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内	平成26年12月26日	第1053号
73	土石流	1-12-069	小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内、中島	平成26年12月26日	第1053号
74	土石流	1-12-070	小田字宮内、斗蔵、黒内、戸ノ内、中島	平成26年12月26日	第1053号
75	土石流	1-12-071	小田字宮内、黒内、戸ノ内、福田	平成26年12月26日	第1053号
76	土石流	1-12-072	小田字暮坪	平成26年12月26日	第1053号
77	土石流	1-12-073	小田字北沢、豊室字上平	平成26年12月26日	第1053号
78	土石流	1-12-074	小田字北沢	平成26年12月26日	第1053号
79	土石流	1-12-075	豊室字上平、川南、小田字北沢	平成26年12月26日	第1053号
80	土石流	1-12-076	豊室字上平、川南	平成26年12月26日	第1053号
81	土石流	1-12-077-1	豊室字上平、豊室字中平、豊室字川南	平成30年11月30日	第1048号
82	土石流	1-12-077-2	豊室字上平、豊室字中平、豊室字川南	平成30年11月30日	第1048号
83	土石流	1-12-078	豊室字中平、豊室字川南	平成30年11月30日	第1048号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
84	土石流	1-12-079	豊室字中平	平成30年11月30日	第1048号
85	土石流	1-12-080	豊室字熊野前、豊室字小豊室	平成30年11月30日	第1049号
86	土石流	1-12-081	豊室字熊野前、豊室字小豊室	平成30年11月30日	第1048号
87	土石流	1-12-082	笠島字岩ノ花、笠島字百々貫	平成30年11月30日	第1049号
88	土石流	1-12-083	笠島字畑中	平成26年12月26日	第1053号
89	土石流	1-12-084	笠島字林、笠島字山口、笠島字才ノ前、笠島字石生	平成30年11月30日	第1048号
90	土石流	1-12-085	笠島字林、笠島字才ノ前、笠島字山口	平成30年11月30日	第1048号
91	土石流	1-12-086	笠島字林	平成30年11月30日	第1048号
92	土石流	1-12-087	笠島字林	平成30年11月30日	第1048号
93	土石流	1-12-088	笠島字林、笠島字才ノ前、笠島字山口	平成30年11月30日	第1048号
94	土石流	1-12-089	笠島字石生、笠島字才ノ前	平成30年11月30日	第1048号
95	土石流	1-12-090	笠島字平場、笠島字大関	平成30年11月30日	第1048号
96	土石流	1-12-091	笠島字平場、笠島字黒荷田、笠島字大関	平成30年11月30日	第1049号
97	土石流	1-12-092	笠島字戸持沢、笠島字平場、笠島字出戸	平成30年11月30日	第1048号
98	土石流	1-12-093	笠島字出戸、笠島字戸持沢、笠島字平場	平成30年11月30日	第1048号
99	土石流	1-12-094	笠島字才ノ前、笠島字石生、笠島字平場	平成30年11月30日	第1048号
100	土石流	1-12-095	笠島字山口	平成29年10月6日	第903号
101	土石流	1-12-096	笠島字山口	平成29年10月6日	第903号
102	土石流	1-12-097	高倉字北幕居、高倉字柳沢、高倉字南幕居	平成30年11月30日	第1049号
103	土石流	1-12-098	笠島字蛇石、笠島字滝	平成30年11月30日	第1048号
104	土石流	1-12-099	笠島字八神、笠島字坂下	平成30年11月30日	第1048号
105	土石流	1-12-100	高倉字熊野田	令和2年3月17日	第203号
106	土石流	1-12-101	高倉字熊野田	令和2年3月17日	第204号
107	土石流	1-12-102	高倉字釜前、字新耕、字新田、字駄詰	令和2年3月17日	第203号
108	土石流	1-12-103	高倉字妻、字釜前、字五月田	令和2年3月17日	第204号
109	土石流	1-12-104	高倉字湯沢、高倉字杉内、高倉字八神坂、高倉字椿坂、高倉字上の松	平成30年11月30日	第1048号
110	土石流	1-12-105	高倉字内田、字大冠、字幸、字上の松	令和2年3月17日	第203号
111	土石流	1-12-106	高倉字鳥屋場	平成29年3月28日	第306号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
112	土石流	1-12-107	高倉字呉服屋	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
113	土石流	1-12-109	高倉字寺前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号
114	土石流	1-12-110	高倉字牛沢	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
115	土石流	1-12-111	高倉字牛沢	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
116	土石流	1-12-112	高倉字牛沢	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
117	土石流	1-12-113	稲置字竹ノ内、字又次郎内、字堤下、字中ノ内前	平成 26 年 12 月 26 日	第 1054 号
118	土石流	1-12-114	稲置字又次郎内	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
119	土石流	1-12-115	高倉字新山	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
120	土石流	1-12-116	毛萱字羽黒	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
121	土石流	1-12-117-1	毛萱字西ノ腰、字梅ヶ窪、字松沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
122	土石流	1-12-117-2	毛萱字西ノ腰、字梅ヶ窪、字松沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
123	土石流	1-12-118	毛萱字松沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
124	土石流	1-12-119	毛萱字龍ヶ沢、字栃窪	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
125	土石流	1-12-120	毛萱字龍ヶ沢、字栃窪	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
126	土石流	1-12-121	君萱字神鳴、字神新田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
127	土石流	1-12-122	君萱字山田	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
128	土石流	1-12-123	君萱字山田	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
129	土石流	1-12-124	君萱字山田	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
130	土石流	1-12-125	君萱字岩井田、字山田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
131	土石流	1-12-126	君萱字田中、字岩井田	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
132	土石流	1-12-127	君萱字田中、字後田	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
133	土石流	1-12-128	君萱字小金沢	平成 29 年 10 月 6 日	第 904 号
134	土石流	1-12-129	神次郎字西高野、字東高野	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
135	土石流	1-12-130	神次郎字上ノ沢、字中田	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
136	土石流	1-12-131	神次郎字上ノ沢	令和 2 年 3 月 17 日	第 204 号
137	土石流	1-12-132	神次郎字久城寺、字音ノ入	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
138	土石流	1-12-133	神次郎字石道	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号
139	土石流	1-12-134	神次郎字石道、字中田	令和 2 年 3 月 17 日	第 203 号

番号	自然現象の種類	溪流番号	所在地	告示年月日	告示番号
140	土石流	1-12-135	神次郎字東ノ入、字神町	令和2年3月17日	第203号
141	土石流	1-12-136	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第203号
142	土石流	1-12-137	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第203号
143	土石流	1-12-138	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第204号
144	土石流	1-12-139	江尻字江東、字堤	令和2年3月17日	第204号
145	土石流	1-12-140	江尻字寺前、字江東	令和2年3月17日	第204号
146	土石流	1-12-141	江尻字岩崎	令和2年3月17日	第204号

2 急傾斜地の崩壊

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
1	急傾斜地の崩壊	1-自-0030	坂津田字中ノ町	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
2	急傾斜地の崩壊	1-自-0031	小坂字滝沢	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
3	急傾斜地の崩壊	1-自-0032	平貫字石名畑、字谷地	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
4	急傾斜地の崩壊	1-自-0033	岡字新田	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
5	急傾斜地の崩壊	1-自-0034	横倉字山崎	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
6	急傾斜地の崩壊	1-自-0035	横倉字水深	平成 18 年 7 月 14 日	第 822 号
7	急傾斜地の崩壊	1-自-0036	君萱字田中	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
8	急傾斜地の崩壊	1-自-0038	高倉打越、字新町	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
9	急傾斜地の崩壊	1-自-0040	高倉字手代木	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
10	急傾斜地の崩壊	1-自-0041	高倉字関場	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
11	急傾斜地の崩壊	1-自-0042	高倉字新町、字関場、字本町浦、字松浦	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
12	急傾斜地の崩壊	1-自-0043	高倉字杉内	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
13	急傾斜地の崩壊	1-自-0044	笠島字迎ノ坊、字滝、字愛宕前、字川北	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
14	急傾斜地の崩壊	1-自-0045	笠島字山口、字滝	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
15	急傾斜地の崩壊	1-自-0046	笠島字山口、字畑中、字迎ノ坊、字愛宕前、字滝	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
16	急傾斜地の崩壊	1-自-0047	稲置字内牧	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
17	急傾斜地の崩壊	1-自-0048	鳩原字堤下	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
18	急傾斜地の崩壊	1-自-0049	江尻字巻向、字木所	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
19	急傾斜地の崩壊	1-自-0050	岡字阿弥陀入	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
20	急傾斜地の崩壊	1-自-0051	岡字天ヶ迫	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
21	急傾斜地の崩壊	1-自-0052	高倉字梅ヶ崎	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
22	急傾斜地の崩壊	1-自-0054	豊室字江合、字深町、字沼頭	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
23	急傾斜地の崩壊	1-自-0055	豊室字深町、字冬住、字大畔、字豊里	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号
24	急傾斜地の崩壊	1-自-0058	角田字牛館、字田袋	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
25	急傾斜地の崩壊	1-自-0059	角田字牛館、字館下	平成 28 年 3 月 18 日	第 272 号
26	急傾斜地の崩壊	1-自-0060	小田字戸ノ内、坊ヶ入	平成 26 年 12 月 26 日	第 1053 号
27	急傾斜地の崩壊	1-自-0061	角田字野田	平成 29 年 10 月 6 日	第 903 号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
28	急傾斜地の崩壊	1-自-0062	藤田字梶内	平成29年3月28日	第306号
29	急傾斜地の崩壊	1-自-1296	横倉字新田、字平	平成29年10月6日	第903号
30	急傾斜地の崩壊	1-自-1297	横倉字新田、字平	平成29年10月6日	第903号
31	急傾斜地の崩壊	1-自-1298	神次郎字遠見	平成29年10月6日	第903号
32	急傾斜地の崩壊	1-人-0002	横倉字山崎、字馬場内、字水上、字今谷	平成29年10月6日	第903号
33	急傾斜地の崩壊	1-人-0414	君萱字小金沢	平成29年10月6日	第903号
34	急傾斜地の崩壊	1-人-0715	君萱字小金沢	平成29年10月6日	第903号
35	急傾斜地の崩壊	1-人-0716	君萱字小金沢	平成29年10月6日	第903号
36	急傾斜地の崩壊	2-自-0057	鳩原字瀬ノ木橋	平成29年10月6日	第903号
37	急傾斜地の崩壊	2-自-0058	坂津田字金剛沢、字立花	令和2年3月17日	第203号
38	急傾斜地の崩壊	2-自-0059	坂津田字池田	令和2年3月17日	第203号
39	急傾斜地の崩壊	2-自-0060	坂津田字池田	令和2年3月17日	第203号
40	急傾斜地の崩壊	2-自-0061	坂津田字池田	令和2年3月17日	第203号
41	急傾斜地の崩壊	2-自-0062	坂津田字大久保、字稲場前	令和2年3月17日	第203号
42	急傾斜地の崩壊	2-自-0063	坂津田字寒風沢	平成29年10月6日	第903号
43	急傾斜地の崩壊	2-自-0064	坂津田字寒風沢	平成29年10月6日	第903号
44	急傾斜地の崩壊	2-自-0065	藤田字館	令和2年3月17日	第203号
45	急傾斜地の崩壊	2-自-0066	藤田字庄司	令和2年3月17日	第203号
46	急傾斜地の崩壊	2-自-0067	藤田字庄司	令和2年3月17日	第203号
47	急傾斜地の崩壊	2-自-0068	藤田字風呂	令和2年3月17日	第203号
48	急傾斜地の崩壊	2-自-0069	藤田字風呂	令和2年3月17日	第203号
49	急傾斜地の崩壊	2-自-0070	藤田字風呂、字合ノ窪	令和2年3月17日	第203号
50	急傾斜地の崩壊	2-自-0071	藤田字馬場	令和2年3月17日	第203号
51	急傾斜地の崩壊	2-自-0072	藤田字馬場	令和2年3月17日	第203号
52	急傾斜地の崩壊	2-自-0073	藤田字北根	令和2年3月17日	第203号
53	急傾斜地の崩壊	2-自-0074	尾山字山根	令和2年3月17日	第203号
54	急傾斜地の崩壊	2-自-0075	尾山字山根	令和2年3月17日	第203号
55	急傾斜地の崩壊	2-自-0076	尾山字上日向、字大谷、字日向	令和2年3月17日	第203号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
56	急傾斜地の崩壊	2-自-0077	尾山字上日向、字日向	令和2年3月17日	第203号
57	急傾斜地の崩壊	2-自-0078	尾山字上日向、字日向	令和2年3月17日	第203号
58	急傾斜地の崩壊	2-自-0079	尾山字引田	令和2年3月17日	第203号
59	急傾斜地の崩壊	2-自-0080	島田字日高下	令和2年3月17日	第203号
60	急傾斜地の崩壊	2-自-0081	島田字池田	令和2年3月17日	第203号
61	急傾斜地の崩壊	2-自-0082	小坂字沼ノ入、字中里	令和2年3月17日	第203号
62	急傾斜地の崩壊	2-自-0083	小坂字熊ノ前、字沼ノ入	令和2年3月17日	第203号
63	急傾斜地の崩壊	2-自-0084	小坂字土浮、字上小坂	令和2年3月17日	第203号
64	急傾斜地の崩壊	2-自-0085	小坂字土瓜	令和2年3月17日	第203号
65	急傾斜地の崩壊	2-自-0086	江尻字岩崎	令和2年3月17日	第203号
66	急傾斜地の崩壊	2-自-0087	江尻字細谷	令和2年3月17日	第203号
67	急傾斜地の崩壊	2-自-0088	江尻字細谷、字江東	令和2年3月17日	第203号
68	急傾斜地の崩壊	2-自-0089	江尻字寺前	令和2年3月17日	第203号
69	急傾斜地の崩壊	2-自-0090	君萱字薬師堂	令和2年3月17日	第203号
70	急傾斜地の崩壊	2-自-0091	君萱字駒場	令和2年3月17日	第203号
71	急傾斜地の崩壊	2-自-0092	君萱字馬場前	令和2年3月17日	第203号
72	急傾斜地の崩壊	2-自-0093	君萱字別当内	平成30年11月30日	第1048号
73	急傾斜地の崩壊	2-自-0094	君萱字菖蒲沢、字別当内	平成30年11月30日	第1048号
74	急傾斜地の崩壊	2-自-0095	君萱字菖蒲沢	令和2年3月17日	第203号
75	急傾斜地の崩壊	2-自-0096	君萱字神鳴	令和2年3月17日	第203号
76	急傾斜地の崩壊	2-自-0097	君萱字谷地、字東新田、字新田西	令和2年3月17日	第203号
77	急傾斜地の崩壊	2-自-0098	毛萱字箕輪	令和2年3月17日	第203号
78	急傾斜地の崩壊	2-自-0099	毛萱字箕輪	令和2年3月17日	第203号
79	急傾斜地の崩壊	2-自-0100	毛萱字箕輪	令和2年3月17日	第203号
80	急傾斜地の崩壊	2-自-0101	毛萱字箱下	令和2年3月17日	第203号
81	急傾斜地の崩壊	2-自-0102	毛萱字箱下	令和2年3月17日	第203号
82	急傾斜地の崩壊	2-自-0103	毛萱字万平	令和2年3月17日	第203号
83	急傾斜地の崩壊	2-自-0104	毛萱字堀内	令和2年3月17日	第203号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
84	急傾斜地の崩壊	2-自-0106	毛萱字中ノ内	令和2年3月17日	第203号
85	急傾斜地の崩壊	2-自-0107	毛萱字大森	令和2年3月17日	第203号
86	急傾斜地の崩壊	2-自-0109	岡字東谷、字松本、字館前	平成30年11月30日	第1048号
87	急傾斜地の崩壊	2-自-0110	稲置字遠山崎	令和2年3月17日	第203号
88	急傾斜地の崩壊	2-自-0111	横倉字大在家	令和2年3月17日	第203号
89	急傾斜地の崩壊	2-自-0114	横倉字馬場内、字水上	平成29年10月6日	第903号
90	急傾斜地の崩壊	2-自-0115	横倉字舛沢、字平	平成29年10月6日	第903号
91	急傾斜地の崩壊	2-自-0116	横倉字平	平成29年10月6日	第903号
92	急傾斜地の崩壊	2-自-0117	笠島字岩ノ花	令和2年3月17日	第203号
93	急傾斜地の崩壊	2-自-0118	横倉字呑内窪	令和2年3月17日	第203号
94	急傾斜地の崩壊	2-自-0119	横倉字呑内窪	令和2年3月17日	第203号
95	急傾斜地の崩壊	2-自-0120	豊室字沼頭	令和2年3月17日	第203号
96	急傾斜地の崩壊	2-自-0121	豊室字沼下	令和2年3月17日	第203号
97	急傾斜地の崩壊	2-自-0122	豊室字冬住、字沼頭	平成29年10月6日	第903号
98	急傾斜地の崩壊	2-自-0124	角田字老ヶ崎	令和2年3月17日	第203号
99	急傾斜地の崩壊	2-自-0125	角田字松ノ内、字老ヶ崎	令和2年3月17日	第203号
100	急傾斜地の崩壊	2-自-0126	角田字松ノ内	令和2年3月17日	第203号
101	急傾斜地の崩壊	2-自-0127	小田字大原	令和2年3月17日	第203号
102	急傾斜地の崩壊	2-自-0128	小田字大原、字船沼	令和2年3月17日	第203号
103	急傾斜地の崩壊	2-自-0129	小田字船沼、字原戸	令和2年3月17日	第203号
104	急傾斜地の崩壊	2-自-0130	小田字香取、字西屋敷	令和2年3月17日	第203号
105	急傾斜地の崩壊	2-自-0131	小田字香取	令和2年3月17日	第203号
106	急傾斜地の崩壊	2-自-0132	小田字坂下、字西屋敷	令和2年3月17日	第203号
107	急傾斜地の崩壊	2-自-0133	小田字坂下	令和2年3月17日	第203号
108	急傾斜地の崩壊	2-自-0134	小田字膳棚、字荒井	令和2年3月17日	第203号
109	急傾斜地の崩壊	2-自-0135	小田字野田	令和2年3月17日	第203号
110	急傾斜地の崩壊	2-自-0136	高倉字関場、字梅ヶ崎、字竹ノ内、字梅ヶ崎前、字松浦	平成29年10月6日	第903号
111	急傾斜地の崩壊	2-自-0137	高倉字打越	平成29年3月28日	第306号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
112	急傾斜地の崩壊	2-自-0138	高倉字山田	令和2年3月17日	第203号
113	急傾斜地の崩壊	2-自-0139	高倉字小塚	令和2年3月17日	第203号
114	急傾斜地の崩壊	2-自-0140	高倉字小塚	令和2年3月17日	第203号
115	急傾斜地の崩壊	2-自-0141	高倉字釜前	令和2年3月17日	第203号
116	急傾斜地の崩壊	2-自-0142	君萱字山田	平成30年11月30日	第1048号
117	急傾斜地の崩壊	2-自-0143	君萱字岩井田、字山田	平成30年11月30日	第1048号
118	急傾斜地の崩壊	2-自-0144	神次郎字東中田	令和2年3月17日	第203号
119	急傾斜地の崩壊	2-自-0145	小坂字土浮	令和2年3月17日	第203号
120	急傾斜地の崩壊	2-自-0146	小坂字日影、字上小坂	令和2年3月17日	第203号
121	急傾斜地の崩壊	2-自-0147	小坂字日影、字上小坂	令和2年3月17日	第203号
122	急傾斜地の崩壊	2-自-0148	神次郎字柏崎、字久城寺、字石道	令和2年3月17日	第203号
123	急傾斜地の崩壊	2-自-0149	江尻字岩崎	令和2年3月17日	第203号
124	急傾斜地の崩壊	2-自-0150	江尻字岩崎、字巻向	令和2年3月17日	第203号
125	急傾斜地の崩壊	2-自-0151	平貫字宇賀入、字前河、字堂前、字塚田	平成29年10月6日	第903号
126	急傾斜地の崩壊	2-自-0152	君萱字谷地、字新田東	令和2年3月17日	第203号
127	急傾斜地の崩壊	2-自-0153	君萱字谷地前	令和2年3月17日	第203号
128	急傾斜地の崩壊	2-自-0154	君萱字谷地前	令和2年3月17日	第203号
129	急傾斜地の崩壊	2-自-0156	岡字松本、字内川	平成30年11月30日	第1048号
130	急傾斜地の崩壊	2-自-0157	江尻字堤	令和2年3月17日	第203号
131	急傾斜地の崩壊	2-自-0158	江尻字夫内、字中谷津	令和2年3月17日	第203号
132	急傾斜地の崩壊	2-自-0159	江尻字谷津、字巻向	令和2年3月17日	第203号
133	急傾斜地の崩壊	2-自-0160	江尻字猫田	令和2年3月17日	第203号
134	急傾斜地の崩壊	2-自-0161	江尻字峰岸、字江西	令和2年3月17日	第203号
135	急傾斜地の崩壊	2-自-0162	江尻字峰岸	令和2年3月17日	第203号
136	急傾斜地の崩壊	2-自-0163	江尻字木所	平成29年10月6日	第903号
137	急傾斜地の崩壊	2-自-0164	平貫字館内、字清台	平成30年11月30日	第1048号
138	急傾斜地の崩壊	2-自-0165	平貫字清台、字江合、字上	平成30年11月30日	第1048号
139	急傾斜地の崩壊	2-自-0166	平貫字清台	平成30年11月30日	第1048号

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
140	急傾斜地の崩壊	2-自-0167	平貫字迫	平成30年11月30日	第1048号
141	急傾斜地の崩壊	2-自-0168	平貫字中丸	平成30年11月30日	第1048号
142	急傾斜地の崩壊	2-自-0169	坂津田字三河尻	令和2年3月17日	第203号
143	急傾斜地の崩壊	2-自-0170	坂津田字大久保	令和2年3月17日	第203号
144	急傾斜地の崩壊	2-自-0171	坂津田字脇谷	令和2年3月17日	第203号
145	急傾斜地の崩壊	2-自-0172	坂津田字平口	令和2年3月17日	第203号
146	急傾斜地の崩壊	2-自-0173	坂津田字宮前	令和2年3月17日	第203号
147	急傾斜地の崩壊	2-自-0174	坂津田字銀杏、字銀杏下	令和2年3月17日	第203号
148	急傾斜地の崩壊	2-自-0175	坂津田字小中田一	令和2年3月17日	第203号
149	急傾斜地の崩壊	2-自-0176	横倉字新田	令和2年3月17日	第203号
150	急傾斜地の崩壊	2-自-0177	角田字松ノ内	令和2年3月17日	第203号
151	急傾斜地の崩壊	2-自-0178	小田字原戸	令和2年3月17日	第203号
152	急傾斜地の崩壊	2-自-0179	角田字鱸沼	令和2年3月17日	第203号
153	急傾斜地の崩壊	2-自-0180	角田字野田	令和2年3月17日	第203号
154	急傾斜地の崩壊	2-自-0181	小田字大山	令和2年3月17日	第203号
155	急傾斜地の崩壊	2-自-0182	江尻字木所	平成29年10月6日	第903号
156	急傾斜地の崩壊	2-自-0334	角田字野田	平成31年3月19日	第229号
157	急傾斜地の崩壊	2-自-0002	君萱字小金沢下、字小金沢	平成29年10月6日	第903号
158	急傾斜地の崩壊	2-自-0003	君萱字羽黒	令和2年3月17日	第203号
159	急傾斜地の崩壊	2-自-0004	君萱字羽黒、字小金沢下、字沼下	令和2年3月17日	第203号
160	急傾斜地の崩壊	3-自-0016	神次郎字遠見、字中田、字東中田	令和2年3月17日	第203号
161	急傾斜地の崩壊	3-自-0018	君萱字長井戸、字馬場前	令和2年3月17日	第203号
162	急傾斜地の崩壊	3-自-0019	横倉字一ツ谷、字後田	令和2年3月17日	第203号
163	急傾斜地の崩壊	3-自-0020	角田字松ノ内、字物見壇	令和2年3月17日	第203号

3 地すべり

番号	自然現象の種類	溪流番号 又は 箇所番号	所在地	告示年月日	告示番号
1	地すべり	003	笠島字畑中	平成 26 年 12 月 26 日	第 1054 号
2	地すべり	004	稲置字大石、高倉字新町	平成 29 年 3 月 28 日	第 307 号
3	地すべり	農水-16	坂津田字金堀沢、字池田	令和 2 年 12 月 22 日	第 964 号
4	地すべり	農水-17	鳩原字中島、字上土浮	令和 2 年 12 月 22 日	第 964 号

資料 2-1-9 山腹崩壊危険地区

1 山地崩壊危険地区

(平成 30 年 4 月現在)

危険地区番号	市町村	大字	字	人家数(戸)	道路	進捗状況 治山事業
208 1	角田市	平貫	石名畑	34	県道	無
208 3	角田市	毛萱	南戸ノ内	15		無
208 4	角田市	高倉	関場	55	国道	無
208 5	角田市	高倉	沢田	19		無
208 6	角田市	笠島	山口	30		一部概成
208 7	角田市	笠島	出戸	2		無
208 8	角田市	毛萱	大森	14		無
208 9	角田市	坂津田	小中田	2		概成
208 10	角田市	藤田	館	1		無
208 11	角田市	小田	権原	5	県道	一部概成
208 12	角田市	高倉	寺前	11		無
208 13	角田市	高倉	寺前	8		無

2 地すべり危険地区

(平成 30 年 4 月現在)

危険地区番号	市町村	大字	字	人家数(戸)	道路	治山事業 進捗状況
208 1	角田市	坂津田	金彫沢 外	17	県道	無
208 2	角田市	鳩原	中島外	105	県道	概成

3 崩壊土砂流出危険地区

(平成30年4月現在)

危険地区番号	市町村	大字	字	人家数(戸)	道路	治山事業進捗状況
208 1	角田市	藤田	是入	78	県道	無
208 2	角田市	藤田	宮沢	131	県道	一部概成
208 3	角田市	藤田	鹿野	131	県道	無
208 4	角田市	尾山	山入	45		無
208 5	角田市	小田	膳棚	84	県道	一部概成
208 6	角田市	小田	大山	4	県道	無
208 7	角田市	小田	荻窪	33		無
208 8	角田市	鳩原	瀬ノ木橋	39	県道	無
208 9	角田市	鳩原	堤下	51	県道	一部概成
208 10	角田市	鳩原	寺	8	県道	無
208 11	角田市	平貫	沢入	73	県道	一部概成
208 12	角田市	坂津田	金彫沢	21		無
208 13	角田市	坂津田	北向	32		一部概成
208 14	角田市	藤田	館	87	県道	一部概成
208 15	角田市	藤田	宮沢	86	県道	一部概成
208 16	角田市	藤田	山上	48	県道	無
208 17	角田市	藤田	源内原	57	県道	無
208 18	角田市	尾山	石堂	270	県道	一部概成
208 19	角田市	尾山	上日向	60		無
208 20	角田市	尾山	引田	101		無
208 21	角田市	島田	諏訪部	30	県道	一部概成
208 22	角田市	島田	池田	83	県道	一部概成
208 23	角田市	坂津田	寒風沢	89	県道	無
208 24	角田市	小坂	滝沢	89	国道	無
208 25	角田市	鳩原	上土浮	26	県道	一部概成
208 26	角田市	鳩原	瀬ノ木橋	10	県道	一部概成
208 27	角田市	坂津田	池田	35		一部概成
208 28	角田市	尾山	引田	88		無
208 29	角田市	島田		51	県道	無

資料 2-1-10 土砂災害危険箇所の防災パトロール関係機関

関係機関名	担当部署名	電話番号	防災無線電話番号
大河原地方振興事務所	総務班	0224-53-3133	6-221-403
大河原土木事務所	河川砂防第二班	0224-53-3916	6-221-534
角田警察署	警備課	0224-63-2211	
角田市消防団	防災安全課	0224-63-2123	
仙南地域広域行政事務組合角田消防署	警防係	0224-63-1011	

資料 2-1-11 除雪・融雪対象の主要道路

(令和3年4月1日現在)

番号	路線名	延長 (km)	番号	路線名	延長 (km)
1	駅前花島線	2.1	14	東町寄井線	1.8
2	二枚橋北岡線	2.9	15	君萱小田線	11.8
3	北岡毛萱線	4.8	16	風呂坂津田線	3.0
4	大森小原田線	5.3	17	石川口高瀬峠線	0.7
5	赤生栃倉線	1.5	18	岡駅前線	0.5
6	横倉高倉線	7.5	19	東町大沼線	0.9
7	寺前笠島線	4.1	20	梶賀中島下線	1.4
8	江尻梶賀線	4.0	21	駅前大通線	1.3
9	小山東宿西線	0.7	22	駅前大沼線	2.0
10	南大坊泉田線	4.6	23	天神町中島下線	1.1
11	金津石川口線	2.3	24	大町一本柳線	1.6
12	大坊金津農協前線	1.2	25	新丁南町線	0.3
13	角田橋半田線	3.1	26	町尻梶賀線	1.0
			27	半田明通峠線	2.1

資料 2-3-1 角田市指定文化財一覧

(令和 2 年 7 月 28 日現在)

区分		名称	所在地	指定日
国指定	建造物	高蔵寺阿弥陀堂	高倉・高蔵寺	昭和 25 年 8 月 29 日
		旧佐藤家住宅	高倉・高蔵寺	昭和 46 年 8 月 13 日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	高倉・高蔵寺	昭和 25 年 8 月 29 日
	史跡	梁瀬浦遺跡	岡字梁瀬浦	昭和 52 年 2 月 17 日
	俗民	福應寺毘沙門堂奉納養蚕信仰絵馬	鳩原・福應寺	平成 24 年 3 月 8 日
県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	島田・称念寺	昭和 39 年 8 月 7 日
		木造薬師如来坐像	稲置・薬師堂	昭和 50 年 4 月 30 日
	工芸	銅造千手観音像懸仏	小田・斗蔵寺	昭和 39 年 8 月 7 日
	民俗	金津の七夕行事	尾山	平成 25 年 3 月 12 日
		念物 天然記	カヤの群生林	高倉・高蔵寺
高蔵寺の大杉	高倉・高蔵寺		平成 17 年 5 月 10 日	
市指定	建造物	臥牛門	角田・長泉寺	昭和 43 年 10 月 1 日
		諏訪神社社殿	佐倉・諏訪神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		諏訪神社石鳥居	佐倉・諏訪神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		八幡神社楼門	角田・八幡神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		斗蔵寺観音堂	小田・斗蔵寺	昭和 56 年 10 月 20 日
		旧氏丈邸	角田市郷土資料館	平成 3 年 5 月 28 日
	経典	大般若経 600 卷	角田・長泉寺	昭和 56 年 10 月 20 日
	彫刻	木造毘沙門天三尊像	鳩原・福應寺	昭和 44 年 10 月 1 日
		木造十一面千手観音坐像	佐倉・自照院	昭和 49 年 2 月 1 日
		木造阿弥陀如来坐像 (旧像)	高倉・高蔵寺	昭和 57 年 3 月 26 日
		木造阿弥陀如来坐像	平貫・定迎寺	平成 3 年 5 月 28 日
		木造千手観音立像	小田・斗蔵寺	平成 3 年 5 月 28 日
	工芸	鉄鉢	小田・斗蔵寺	昭和 43 年 10 月 1 日
		鰐口	神次郎・妙立寺	昭和 56 年 10 月 20 日
		敵国降伏の扁額	角田・八幡神社	昭和 56 年 10 月 20 日
		高蔵寺の寺号額	高倉・高蔵寺	昭和 57 年 3 月 26 日
		妙立寺の長持	神次郎・妙立寺	平成 3 年 5 月 28 日
		紺糸最上胴具足	角田市郷土資料館	平成 10 年 1 月 6 日
		長泉寺の梵鐘	角田・長泉寺	平成 16 年 7 月 22 日
		称名寺の梵鐘	尾山・称名寺	平成 19 年 12 月 27 日
石川昭光木像・七殉死者木像	角田・長泉寺	平成 26 年 7 月 5 日		

区分		名称	所在地	指定日
市指定	古碑	文永12年銘供養碑	藤田・藤田寺	昭和43年10月1日
		正徳2年銘恕軒大町先生碑	藤田・喜松院	昭和56年10月20日
		伝佐藤継信・忠信供養碑	岡字天ヶ迫	平成3年5月28日
		弘安元年銘碑	角田・専福寺	平成19年12月27日
	天然記念物	妙立寺の大藤	神次郎・妙立寺	平成3年5月28日
		八幡神社の大杉	角田・八幡神社	平成3年5月28日
		毘沙門堂の榎	鳩原・福應寺	平成3年5月28日
	絵画	東東洋『松図』	角田市郷土資料館	平成10年1月6日
		中村不折『山水図』	角田市郷土資料館	平成10年1月6日
		秋月『達磨大師』	角田市郷土資料館	平成10年1月6日
	史跡	妙安寺の井戸	角田字牛館	昭和58年3月29日
		吉ノ内古墳	横倉古墳群	昭和61年8月28日
		石川家廟所	角田・長泉寺	昭和63年1月28日
		大久保古墳群	尾山字大久保	平成5年6月29日
		土浮貝塚	小坂字土浮	平成5年6月29日
	資料 考古	西屋敷1号墳出土品	教育委員会	平成3年5月28日
		吉ノ内1号墳出土品	教育委員会	平成3年5月28日
	民俗	福應寺毘沙門堂絵馬	鳩原・福應寺	平成10年9月28日
角田祭ばやし		角田	昭和54年6月27日	

資料 2-7-1 自主防災組織結成状況

(令和4年4月1日現在)

番号	名 称	行政区	設立年月日
1	西田町行政区自主防災会	西田町	H16. 4. 4
2	高畑南区自主防災組織会	高畑南	H18. 3. 22
3	中島下行政区	中島下	H18. 4. 22
4	小田地区自主防災組織	櫛崎、地藏堂、山の内、戸の内、長瀬	H19. 6. 17
5	西南町区会防災組織	西南町	H24. 4. 1
6	北岡行政区自主防災組織	北岡	H20. 7. 15
7	君萱行政区自主防災組織	君萱	H21. 2. 22
8	谷地町自主防災組織	谷地町	H21. 5. 31
9	桜7区自主防災組織	桜7区	H22. 4. 1
10	横田町自主防災会	横田町	H22. 4. 20
11	南江尻行政区自主防災組織	南江尻	H23. 2. 27
12	花島行政区自主防災組織	花島	H23. 4. 1
13	梁瀬行政区自主防災組織	梁瀬	H23. 4. 1
14	岡行政区自主防災組織	岡	H23. 4. 1
15	南岡行政区自主防災組織	南岡	H23. 4. 1
16	神次郎行政区自主防災組織	神次郎	H23. 4. 1
17	野田区自主防災会	野田	H23. 3. 6
18	寺前行政区自主防災会	寺前	H23. 4. 17
19	西根2区行政区自主防災組織	西根2区	H24. 3. 4
20	西根13区自主防災委員会	西根13区	H22. 9. 1
21	藤尾5区自主防災組織	藤尾5区	H23. 2. 6
22	桜五区自主防災組織	桜5区	H24. 3. 1
23	藤尾7区自主防災組織	藤尾7区	H23. 2. 27
24	桜4区自主防災会	桜4区	H24. 7. 16
25	桜2区自主防災組織	桜2区	H24. 4. 1
26	藤尾4区自主防災組織	藤尾4区	H24. 2. 1
27	前沖第2行政区自主防災会	前沖2区	H24. 10. 7
28	桜1区自主防災会	桜1区	H24. 4. 1
29	桜第8区自主防災組織	桜8区	H24. 8. 1
30	桜3区自主防災会	桜3区	H24. 4. 1
31	藤尾1区自主防災組織	藤尾1区	H24. 8. 13
32	桜6区自主防災会	桜6区	H24. 4. 1
33	宮沢自主防災会(藤尾10区)	藤尾10区	H24. 8. 12
34	西根八区行政区自主防災組織	西根8区	H25. 4. 1
35	西根5区防災委員会	西根5区	H25. 4. 1
36	坂津田上自主防災組織	坂津田上	H25. 4. 1

番号	名 称	行政区	設立年月日
37	坂津田中自主防災組織	坂津田中	H25. 4. 1
38	坂津田下自主防災組織	坂津田下	H25. 4. 1
39	平貫上自主防災組織	平貫上	H25. 4. 1
40	平貫下自主防災組織	平貫下	H25. 4. 1
41	東小坂自主防災組織	東小坂	H25. 4. 1
42	西小坂自主防災会	西小坂	H25. 4. 1
43	鳩原自主防災会	鳩原	H25. 4. 1
44	北江尻行政区自主防災会	北江尻	H25. 4. 2
45	西根10区行政区自主防災委員会	西根10区	H25. 5. 29
46	東田町行政区自主防災組織	東田町	H23. 3. 13
47	藤尾2区自主防災会	藤尾2区	H25. 5. 10
48	新田行政区自主防災会	新田	H25. 4. 1
49	藤尾3区自主防災組織	藤尾3区	H25. 2. 3
50	立町区防災部会	立町	H25. 10. 1
51	新中島北区防災部会	新中島北	H26. 1. 1
52	枝野四区自主防災会	枝野4区	H26. 1. 22
53	枝野1区自主防災組織	枝野1区	H26. 3. 1
54	枝野2区自主防災会	枝野2区	H26. 4. 1
55	枝野三区自主防災組織	枝野3区	H26. 5. 1
56	枝野六区自主防災組織	枝野6区	H26. 4. 1
57	枝野七区自主防災組織	枝野7区	H26. 3. 23
58	枝野八区自主防災会	枝野8区	H26. 3. 16
59	新丁西自主防災会	新丁西	H26. 3. 23
60	新丁東自主防災会	新丁東	H26. 4. 25
61	枝野5区自主防災会	枝野5区	H26. 4. 1
62	藤尾9区自主防災組織	藤尾9区	H26. 4. 1
63	藤尾6区自主防災組織	藤尾6区	H25. 4. 1
64	中島地区自主防災会	中島	H26. 10. 15
65	藤尾8区自主防災組織	藤尾8区	H26. 11. 17
66	西根6区自主防災委員会	西根6区	H26. 12. 24
67	北町自主防災組織	北町	H27. 4. 1
68	東南町自主防災会	東南町	H27. 4. 12
69	西根3区行政区自主防災会	西根3区	H27. 6. 28
70	西根7区自治会自主防災会	西根7区	H27. 6. 15
71	西根11区自主防災会	西根11区	H27. 9. 1
72	左関行政区自主防災会	左関	H27. 9. 30
73	西根12区自主防災会	西根12区	H27. 11. 1
74	前沖第三行政区自主防災会	前沖第3	H27. 11. 30

番号	名 称	行政区	設立年月日
75	西根9区行政区自主防災委員会	西根9区	H27. 12. 6
76	西根4区行政区自主防災委員会	西根4区	H28. 3. 6
77	西根1区自主防災会	西根1区	H25. 3. 3
78	新丁区自主防災組織	新丁	H30. 3. 17
79	後沖自主防災会	後沖	H30. 4. 30
80	東町行政区自主防災組織	東町	R4. 4. 1

資料 2-9-1 浸水想定区域内等要配慮者利用施設

(令和4年4月1日現在)

No.	施設名	住所	電話番号	分類	地域防災計画の位置づけ
1	ニチイケアセンター角田	角田字扇町11-5	61-1336	社会福祉施設	浸水
2	あぶくまデイサービスセンターはなはな	角田字豊町7-1	62-0133	社会福祉施設	浸水
3	ツクイ角田北郷	岡字内川232	67-1511	社会福祉施設	浸水
4	デイサービスセンターにこトピア角田	角田字牛館53-2	61-2225	社会福祉施設	浸水
5	おやまデイサービスセンター	尾山字荒町65-1	86-3275	社会福祉施設	浸水
6	デイサービスひかり苑	枝野字畑中143-3	61-1235	社会福祉施設	浸水
7	デイサービスけやきの杜	角田字中島上183	51-8808	社会福祉施設	浸水
8	らぼーる・はなはな	角田字柳町41-13	51-8751	社会福祉施設	浸水
9	訪問介護けやきの杜	角田字中島上183	62-4866	社会福祉施設	浸水
10	デイサービス日なた	角田字裏町6-9	66-5829	社会福祉施設	浸水
11	看護小規模多機能型居宅介護金上	角田字中島上183	61-2231	社会福祉施設	浸水
12	小規模多機能型居宅介護施設さんさの里	佐倉字小山東183-4	86-5906	社会福祉施設	浸水
13	グループホーム花水木	角田字中島上170-21	61-2777	社会福祉施設	浸水
14	グループホームむくげ	梶賀字高畑南64-1	61-2366	社会福祉施設	浸水
15	ウインズの森角田グループホーム	角田字緑町10-1	87-7930	社会福祉施設	浸水
16	もも太郎さん(梶賀)	梶賀字西126-1	51-9871	社会福祉施設	浸水
17	ゆうゆうホーム	角田字田町114-9	62-4866	社会福祉施設	浸水
18	はくあいホーム	角田字牛館16	63-5111	社会福祉施設	浸水
19	聖母の家	横倉字丸山1	62-1731	社会福祉施設	浸水
20	みどり荘	佐倉字上土浮2-2	62-1093	社会福祉施設	浸水
21	寛ぎの郷	岡字駅前北1-1	51-8211	社会福祉施設	浸水
22	和らぎの郷	岡字駅前北1-1	51-8211	社会福祉施設	浸水
23	シルバーランドドンクマサーかくだ	梶賀字東40-1	87-6294	社会福祉施設	浸水
24	宮城緑風園	佐倉字小山46-1	63-0234	社会福祉施設	浸水
25	暖暖の里角田	横倉字卯ノ崎94-17	63-4072	社会福祉施設	浸水
26	マーブルの杜角田スイートホーム	角田字町70-3	87-7880	社会福祉施設	浸水
27	住宅型有料老人ホームタンポポ	角田字中島上183	61-2231	社会福祉施設	浸水
28	なのはな	角田字柳町36-26	66-3524	社会福祉施設	浸水
29	放課後等デイサービスピノキオ	角田字柳町36-26	66-3524	社会福祉施設	浸水
30	虹の園	佐倉字町裏一番63	63-1481	社会福祉施設	浸水
31	第二虹の園	佐倉字町裏一番63	63-1481	社会福祉施設	浸水
32	第三虹の園	角田字中島上213	63-3662	社会福祉施設	浸水
33	グループホームレインボー西田町	角田字田町54-1	63-1481	社会福祉施設	浸水
34	グループホームレインボー緑町	角田字緑町1-16	63-1481	社会福祉施設	浸水
35	バンビ・アイランド角田	佐倉字上土浮69-1	51-9892	社会福祉施設	浸水
36	リッキーガーデン角田	横倉字卯ノ崎94-17	63-4055	社会福祉施設	浸水
37	のぎく	角田字柳町35-2	63-5565	社会福祉施設	浸水
38	角田児童センター	角田字牛館17-3	62-4360	社会福祉施設	浸水
39	角田児童クラブ	角田字牛館17-3	62-4360	社会福祉施設	浸水
40	桜児童クラブ	佐倉字小山78-1	080-1848-7799	社会福祉施設	浸水

No.	施設名	住所	電話番号	分類	地域防災計画の 位置づけ
41	角田第2児童クラブ	角田字牛館41	62-4360	社会福祉施設	浸水
42	藤尾児童クラブ	藤田字梶内51-2	080-2819-9077	社会福祉施設	土砂災害
43	桜第2児童クラブ	佐倉字小山78-1	080-1848-7799	社会福祉施設	浸水
44	北郷児童クラブ	岡字阿弥陀入11-2	080-9258-2253	社会福祉施設	浸水・土砂災害
45	なかよしこどもえん	角田字牛館59-1	87-6681	社会福祉施設	浸水
46	中島保育所	角田字中島上57-4	63-2135	社会福祉施設	浸水
47	角田光の子保育園	角田字柳町35-3	87-7513	社会福祉施設	浸水
48	角田なかよし保育園	小田字大原2-7	62-0647	社会福祉施設	浸水
49	さくら保育園	梶賀字東南61-1	62-4781	社会福祉施設	浸水
50	あすなろの木保育園	角田字牛館19-3	62-2007	社会福祉施設	浸水
51	ニコニコ保育園	角田字田町117-4	63-1032	社会福祉施設	浸水
52	ヤクルト角田センター保育室	角田字大町14-3	62-4041	社会福祉施設	浸水
53	NPO法人角田保育ママの会	角田字町100	080-6001-3420	社会福祉施設	浸水
54	角田カトリック幼稚園	角田字町1	63-1431	学校	浸水
55	角田小学校	角田字牛館41	63-1144	学校	浸水
56	藤尾小学校	藤田字梶内51-2	63-1149	学校	土砂災害
57	桜小学校	佐倉字小山78-1	63-1150	学校	浸水
58	北郷小学校	岡字阿弥陀入11-2	68-2345	学校	浸水・土砂災害
59	北角田中学校	江尻字前原50	68-2323	学校	浸水
60	宮城県角田高等学校	角田字牛館1	63-3001	学校	土砂災害

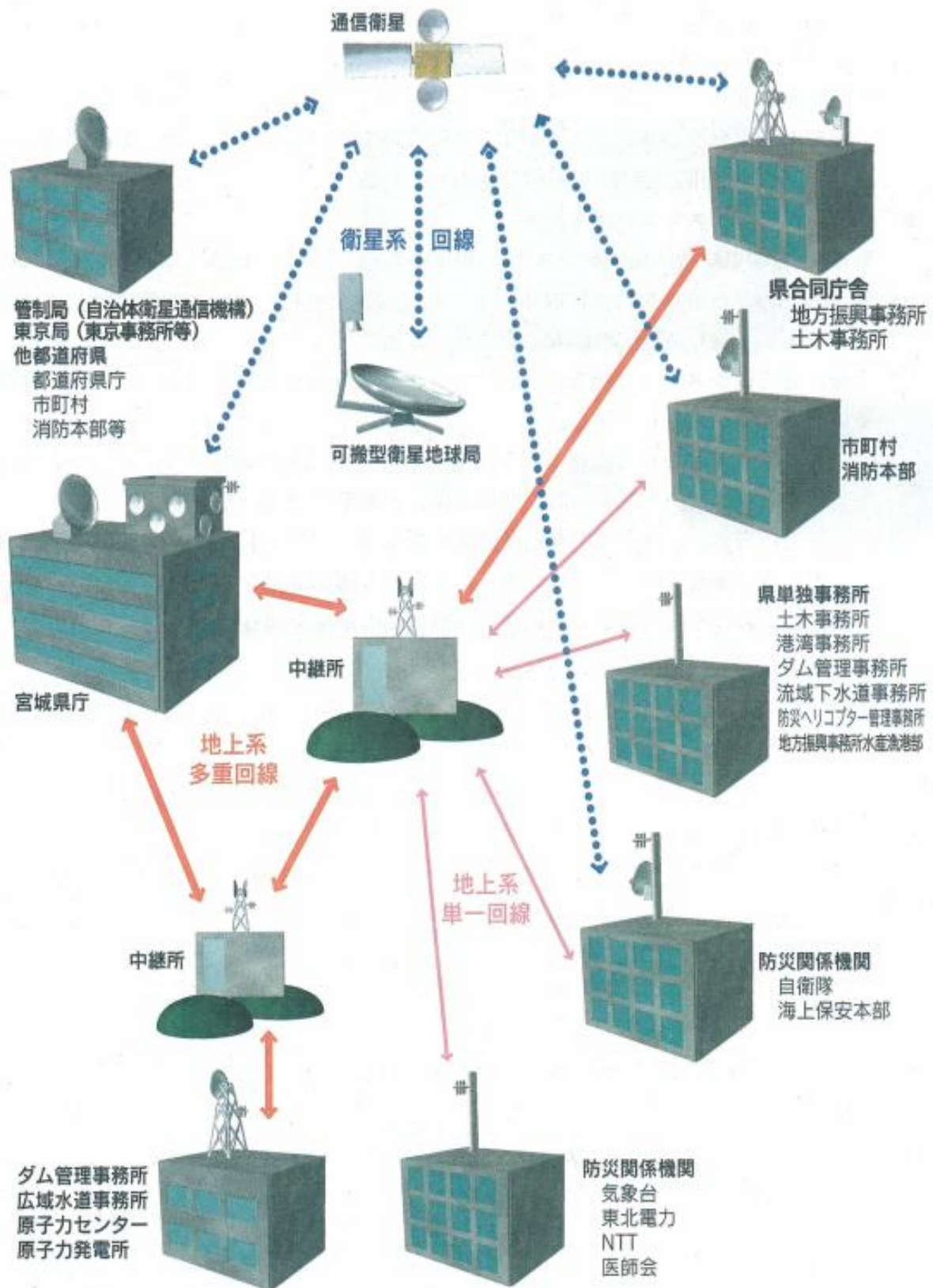
※ 藤尾小学校は令和5年4月1日から旧藤尾小学校とする。

資料2-10-1 防災行政無線の設置状況

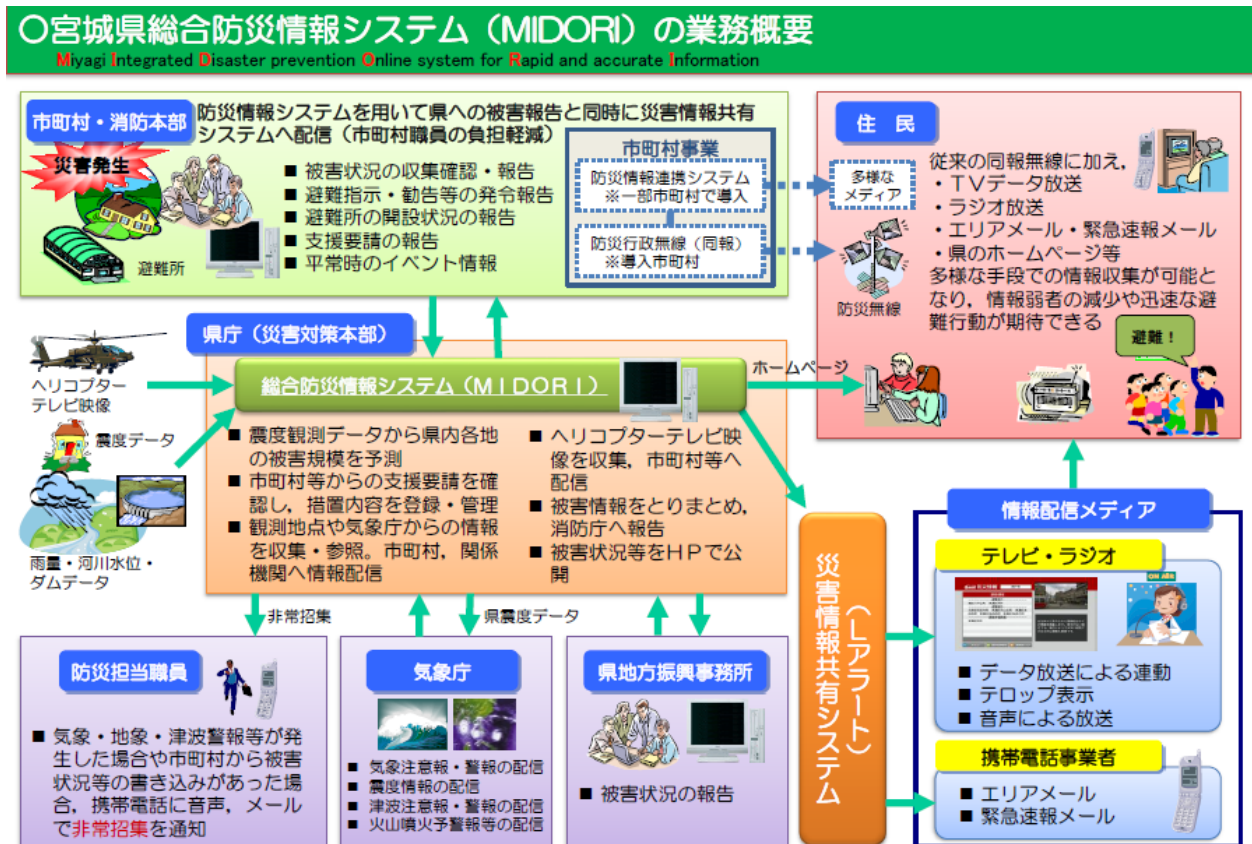
(令和3年6月1日現在)

番号	呼出名称	電話番号 (内線)	種別	設置/管理場所	グループ種別					
					1 全端末	2 全端末 (消防団除く)	3 正職員のみ	4 消防団	5 現場	6 避難所
	防災角田	-	主統制台	防災安全課						
	防災角田水道	-	副統制台2	上下水道事業所						
	防災角田土木	-	副統制台3	都市整備課						
1	防災角田 1	8001	携帯型	市長	○	○	○	○	○	○
2	防災角田 2	8002	携帯型	副市長	○	○	○	○	○	○
3	防災角田 3	8003	携帯型	危機管理官(総務部長)	○	○	○	○	○	○
4	防災角田 4	8004	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
5	防災角田 5	8005	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
6	防災角田 6	8006	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
7	防災角田 7	8007	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
8	防災角田 8	8008	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
9	防災角田 9	8009	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
10	防災角田 10	8010	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
11	防災角田 11	8011	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
12	防災角田 12	8012	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
13	防災角田 13	8013	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
14	防災角田 14	8014	携帯型	避難所現場用(防災安全課)	○	○	○	○	○	○
15	防災角田 15	8015	携帯型	角田市総合保健福祉センター	○	○	○	○	○	○
16	防災角田 16	8016	携帯型	角田市市民センター	○	○	○	○	○	○
17	防災角田 17	8017	携帯型	農林振興課	○	○	○	○	○	○
18	防災角田 18	8018	携帯型	農林振興課	○	○	○	○	○	○
19	防災角田 19	8019	携帯型	都市整備課	○	○	○	○	○	○
20	防災角田 20	8020	携帯型	都市整備課	○	○	○	○	○	○
21	防災角田 21	8021	携帯型	上下水道事業所	○	○	○	○	○	○
22	防災角田 22	8022	携帯型	上下水道事業所	○	○	○	○	○	○
23	防災角田 23	8023	携帯型	角田自治センター	○	○	○	○	○	○
24	防災角田 24	8024	携帯型	横倉自治センター	○	○	○	○	○	○
25	防災角田 25	8025	携帯型	小田自治センター	○	○	○	○	○	○
26	防災角田 26	8026	携帯型	枝野自治センター	○	○	○	○	○	○
27	防災角田 27	8027	携帯型	藤尾自治センター	○	○	○	○	○	○
28	防災角田 28	8028	携帯型	東根自治センター	○	○	○	○	○	○
29	防災角田 29	8029	携帯型	桜自治センター	○	○	○	○	○	○
30	防災角田 30	8030	携帯型	北郷自治センター	○	○	○	○	○	○
31	防災角田 31	8031	携帯型	西根自治センター	○	○	○	○	○	○
32	防災角田 32	8032	携帯型	消防団 団長	○	○	○	○	○	○
33	防災角田 33	8033	携帯型	消防団 副団長	○	○	○	○	○	○
34	防災角田 34	8034	携帯型	消防団 副団長	○	○	○	○	○	○
35	防災角田 35	8035	携帯型	消防団 第1分団長	○	○	○	○	○	○
36	防災角田 36	8036	携帯型	消防団 第1副分団長	○	○	○	○	○	○
37	防災角田 37	8037	携帯型	消防団 第2分団長	○	○	○	○	○	○
38	防災角田 38	8038	携帯型	消防団 第2副分団長	○	○	○	○	○	○
39	防災角田 39	8039	携帯型	消防団 第3分団長	○	○	○	○	○	○
40	防災角田 40	8040	携帯型	消防団 第3副分団長	○	○	○	○	○	○
41	防災角田 41	8041	携帯型	消防団 第4分団長	○	○	○	○	○	○
42	防災角田 42	8042	携帯型	消防団 第4副分団長	○	○	○	○	○	○
43	防災角田 43	8043	携帯型	消防団 第5分団長	○	○	○	○	○	○
44	防災角田 44	8044	携帯型	消防団 第5副分団長	○	○	○	○	○	○
45	防災角田 45	8045	携帯型	消防団 第6分団長	○	○	○	○	○	○
46	防災角田 46	8046	携帯型	消防団 第6副分団長	○	○	○	○	○	○
47	防災角田 47	8047	携帯型	消防団 第7分団長	○	○	○	○	○	○
48	防災角田 48	8048	携帯型	消防団 第7副分団長	○	○	○	○	○	○
49	防災角田 101	8101	車載型	エクストレイル 車番:88-05	○	○	○	○	○	○
50	防災角田 102	8102	車載型	スイフト 車番62-87	○	○	○	○	○	○
51	防災角田 103	8103	車載型	エブリイ 車番:1-46	○	○	○	○	○	○
52	防災角田 104	8104	車載型	イグニス 車番:94-68	○	○	○	○	○	○
53	防災角田 105	8105	車載型	エスクード 車番:97-02	○	○	○	○	○	○
54	防災角田 106	8106	車載型	パモス 車番:10-52	○	○	○	○	○	○
55	防災角田 107	8107	車載型	サクシード 車番:2-79	○	○	○	○	○	○
56	防災角田 108	8108	車載型	リベロ 車番:78-21	○	○	○	○	○	○
57	防災角田 109	8109	車載型	軽トラ 車番:30-81	○	○	○	○	○	○
58	防災角田 110	8110	車載型	ADバン 車番:1-93	○	○	○	○	○	○
59	防災角田 111	8111	車載型	エブリイ 車番:55-96	○	○	○	○	○	○
60	防災角田 112	8112	車載型	ジムニー 車番:4-51	○	○	○	○	○	○

宮城県地域衛星通信（防災行政情報通信）ネットワーク全体のイメージ



資料 2-10-3 宮城県総合防災情報システム概要図



資料 2-12-1 市の防災拠点

名称	所在地	電話番号
角田市役所	角田字大坊 41	0224-63-2111
角田市総合保健福祉センター	角田字柳町 35-1	0224-61-1185
角田市市民センター	角田字牛館 10	0224-63-2221
角田自治センター	角田字泉町 146 番地	0224-63-2224
横倉自治センター	横倉字杉の堂 40	0224-62-2314
小田自治センター	小田字福田 80	0224-62-4292
枝野自治センター	島田字光畑 57-1	0224-63-2141
藤尾自治センター	尾山字五反田 198	0224-63-2131
東根自治センター	平貫字土浮 102	0224-69-2111
桜自治センター	佐倉字町裏一番 155	0224-63-2142
北郷自治センター	岡字阿弥陀入 65	0224-68-2111
西根自治センター	高倉字本町 15-1	0224-65-2111
道の駅かくだ	枝野字北島 81-1	0224-61-2850
台山公園	角田字牛館 100	0224-63-3156

資料2-13-1 災害時における相互応援等協定一覧表

1 自治体関係

番号	協 定 名	協定締結先	締結年月日
1	仙南2市6町消防相互応援協定	白石市、蔵王町、村田町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町	昭和43年12月18日
2	目黒区と角田市との相互援助協定	東京都目黒区	平成4年7月21日
3	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	県内市町村	平成16年7月26日
4	朝来市、角田市及び山元町との大規模災害時における相互応援に関する協定	兵庫県朝来市、山元町	平成24年11月21日
5	大規模災害時における相互応援に関する協定	北海道夕張郡栗山町	平成25年8月22日
6	大規模災害時における相互応援に関する協定書	福島県石川町	平成25年11月22日
7	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	宮城県南、山形県南及び福島県北で構成した33市町村	平成25年12月1日
8	銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定書	秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町	平成28年4月1日
9	原子力災害等の発生時における住民の広域避難に関する協定	石巻市	平成29年12月1日
10	大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定	丸森町、亘理町、山元町	平成30年3月29日

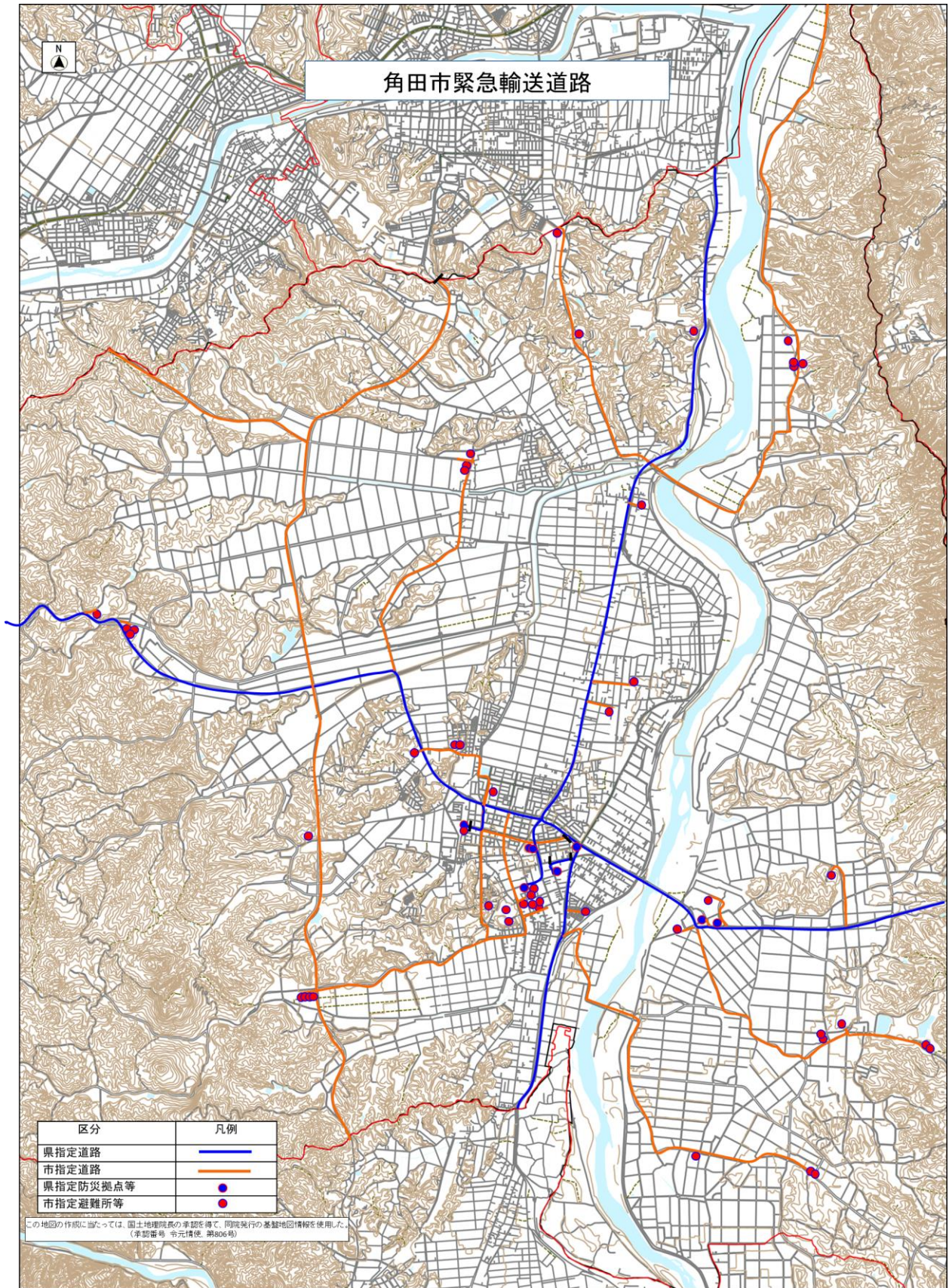
2 民間（関係機関）関係

番号	協 定 名	協定締結先	締結年月日
1	日本水道協会東北地方支部「災害時相互応援計画」	(公社)日本水道協会東北地方支部	平成11年6月30日
2	災害時における水道施設復旧応援に関する協定書	角田市管工会	平成13年8月1日
3	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	(株)セブンイレブンジャパン	平成13年10月26日
4	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	宮城県・角田市社会福祉協議会	平成16年12月1日
5	災害時のボランティア活動に関する協定書	伊具建友会角田地域災害対策協議会	平成18年10月12日
6	災害時におけるレンタル機材の提供協力等に関する協定書	コマツレンタル(株) (旧名称 (株)BIGRENTAL)	平成20年3月25日
7	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人 角田市医師会	平成21年3月26日
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成21年9月24日
9	災害時における清涼飲料水提供に関する協定書	仙台コカ・コーラボトリング(株)	平成23年9月11日
10	電力設備災害復旧に関する協定	東北電力(株)白石営業所	平成24年4月11日
11	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会宮城県隊友会 角田支部	平成24年5月22日
12	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)宮城支店	平成25年11月15日
13	連携協定に関する覚書	東北福祉大学	平成26年3月18日

番号	協 定 名	協定締結先	締結年月日
14	災害時における宮城県角田高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県角田高等学校	平成27年1月6日
15	緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人 宮城県トラック協会仙南支部	平成27年12月1日
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内2医療法人、3社会福祉法人、 5法人	平成28年3月28日
17	災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定	アイリスオーヤマ(株)	平成28年11月28日
18	角田市と角田市内郵便局との包括連携協定	角田市内郵便局	平成29年3月13日
19	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	仙南第一LPガス協議会、 (一社)宮城県LPガス協会	平成29年3月30日
20	災害時における指定緊急避難場所の設置運営に関する協定	ウォルブロー(株)	平成29年7月27日
21	角田市と東北財務局との地域活性化に関する包括連携協定	財務省東北財務局	平成29年8月28日
22	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	仙南地域広域行政事務組合、 宮城県南生コンクリート協同組合	令和元年5月16日
23	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和元年12月24日
24	リコージャパン株式会社と角田市・角田市教育委員会との地方創生に係る包括連携に関する協定書	リコージャパン(株) 宮城支社	令和2年3月30日
25	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書	宮城三菱自動車販売(株)	令和2年7月20日
26	災害時等における空間情報利用による支援に関する協定	(株)パスコ仙台支店	令和2年9月23日
27	災害時の施設利用等の協力に関する協定書	角田市商工会	令和2年9月25日
28	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社 南東北支店	令和3年9月24日
29	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書	宮城県解体工事業協同組合	令和4年2月14日
30	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 角田市社会福祉協議会	令和4年3月1日

資料2-15-1 角田市緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名称	区間	距離	道路種別距離
国道		国道113号線	白石市境～丸森町境	13,800 m	20,300 m
		国道349号	御江戸金森線～柴田町境	6,500 m	
県道		亘理大河原川崎線	県道角田柴田線～土浮堂前線	3,200 m	25,600 m
		丸森柴田線	住吉坂下線～柴田町境	4,800 m	
			県道角田山元線～校前上大門線	600 m	
		角田山下線	県道角田山元線～山元町境	4,100 m	
		角田山元線	県道角田山下線～県道丸森柴田線	4,100 m	
			県道角田大内線～枝野小学校	400 m	
		角田大内線	東町寄井線～県道角田山元線	3,300 m	
		越河角田線	駅前大通線～東町大沼線	1,200 m	
			南町斗蔵線～小田自治センター	300 m	
		大河原高倉線	国道113号線～旧西根中学校	400 m	
	角田柴田線	県道亘理大河原川崎線～神次郎運動広場	3,000 m		
	佐倉北郷線	国道113号～二枚橋北岡線	200 m		
市道	218	住吉坂下線	土浮堂前線～県道丸森柴田線	400 m	33,350 m
	4053	土浮堂前線	全線	950 m	
	113	角田橋半田線	藤尾松橋梶内線～梶内竹ノ内線	200 m	
	3035	梶内竹ノ内線	全線	200 m	
	225	藤尾松橋梶内線	北田半田線～角田橋半田線	300 m	
	3048	北田半田線	県道角田山下線～藤尾松橋梶内線	300 m	
	111	金津石川口線	県道丸森柴田線～旧金津中学校	100 m	
	3056	校前上大門線	全線	250 m	
	227	立町内町線	校前上大門線～内町荘	800 m	
	2001	枝野青木1号線	枝野青木2号線～農村環境改善センター	100 m	
	2076	枝野青木2号線	全線	150 m	
	226	青木福田線	県道角田山下線～枝野青木2号線	200 m	
	114	東町寄井線	全線	1,850 m	
	1097	中島上6号線	全線	200 m	
	122	駅前大通線	全線	1,300 m	
	123	駅前大沼線	全線	1,950 m	
	119	東町大沼線	県道越河角田線～南町斗蔵線	450 m	
	1051	角小北線	全線	100 m	
	1052	立町横田町線	県道越河角田線～大町一本柳線	400 m	
	1055	横田町角小前線	角田小学校～仙南病院	150 m	
	214	南町斗蔵線	全線	2,250 m	
	128	町尻梶賀線	駅前花島線～駅前大沼線	100 m	
	101	駅前花島線	町尻梶賀線～戸地掛梶賀線	250 m	
	240	戸地掛梶賀線	駅前花島線～横倉児童館	800 m	
	5041	小山佐倉町線	国道349号線～桜小学校	200 m	
	109	小山東宿西線	国道349号線～桜自治センター	500 m	
	6108	前原2号線	国道349号線～北角田中学校	100 m	
	115	君萱小田線	全線	3,550 m	
	7087	君萱小田線	全線	7,800 m	
	102	二枚橋北岡線	全線	2,900 m	
	103	北岡毛萱線	君萱小田線～君萱毛萱線	100 m	
	7033	小牛沢新山線	国道113号線～旧西根小学校	300m m	
	203	君萱毛萱線	全線	1,450 m	
	7104	君萱毛萱線	全線	1,150 m	
	2002	北台寄井線	温水プール～県道角田山元線	300 m	
	126	大町一本柳線	国道349号線～仲町線	800 m	
	1279	仲町線	大町一本柳線～角田郵便局	250 m	
	125	天神町中島下線	国道113号線～横田町線	280 m	
	1053	横田町線	天神町中島下線～金上病院	220 m	
	緊急輸送道路総延長				



資料2-16-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

No.	名称	電話番号	住所	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数(人)		対象災害名				備考
						避難所	避難場所	火災	洪水	土砂災害	地震	
1	角田市市民センター	63-2221	角田字牛館10番地	6,305	9,216	2,674	7,760	○	2階以上	○	○	
2	旧角田自治センター	63-2224	角田字牛館19番地5	826	213	350	519	○	2階以上	○		
3	角田小学校	63-1144	角田字牛館41番地	8,919	5,025	3,783	6,971	○	2階以上	○	○	
4	角田中学校	63-1141	角田字牛館1番地2	6,882	21,091	2,919	13,986	○	○	○	○	
5	宮城県角田高等学校	63-3001	角田字牛館1番地	2,787	19,175	1,182	10,981	○	○	○	○	
6	旧角田保育所	-	角田字牛館39番地	-	2,596	-	1,298	○			○	
7	角田児童センター	62-4360	角田字牛館17番地3	305	326	129	315	○			○	
8	台山公園	63-3156	角田字牛館100番地 外	283	62,338	120	31,310	○	高台のみ	○	○	
9	角田自治センター	61-1192	角田字泉町146番地	964	-	408	481	○	2階以上	○	○	
10	角田市総合保健福祉センター	61-1185	角田字柳町35番地1	4,131	11,803	1,752	7,967	○	2階以上	○	○	
11	中島保育所	63-2135	角田字中島上57番地4	1,339	4,212	568	2,775	○		○	○	
12	中央広場	-	角田字牛館24番地	-	4,555	-	2,277	○		○	○	
13	角田市農村婦人の家	-	豊室字沼頭12番地3	212	1,620	90	916	○	○	○		
14	横倉小学校	63-1146	横倉字杉の堂7番地	4,402	12,773	1,867	8,587	○	○	○	○	
15	横倉自治センター	62-2314	横倉字杉の堂40番地	453	2,463	192	1,457	○	○	○	○	
16	旧横倉児童館	63-4152	横倉字今谷186番地2	375	2,528	159	1,451	○	○	○	○	
17	旧小田小学校	-	小田字福田56番地1	-	10,736	-	5,367	○	○	○	○	
18	小田自治センター	62-4292	小田字福田80番地	393	3,178	166	1,785	○	○	○	○	
19	小田自治センター 一体育館	-	小田字福田56番地1	604	-	256	302	○	○	○	○	
20	旧小田児童館	-	小田字福田82番地	-	1,293	-	646	○	○	○		
21	枝野小学校	63-1148	鳥田字三口71番地	3,286	12,105	1,394	7,695	○	○	○	○	
22	旧枝野幼稚園	-	鳥田字三口71番地	-	377	-	188	○	○	○		
23	枝野自治センター	63-2141	鳥田字光畑57番地1	438	3,162	185	1,800	○	○	○	○	
24	角田市総合体育館	63-3771	枝野字青木155番地31	6,081	10,998	2,579	8,539	○		○	○	
25	角田市屋内温水プール	61-1212	枝野字青木155番地75	2,778	9,572	1,178	6,175	○		○	○	
26	角田市スポーツ交流館	63-3440	枝野字青木155番地20	1,691	4,073	717	2,882	○		○	○	
27	藤尾小学校	63-1149	藤田字堀内51番地2	2,687	21,641	1,139	12,163	○	○	○	○	
28	旧金津中学校	63-1143	尾山字荒町125番地1	4,576	6,637	1,941	5,606	○	○	○	○	
29	藤尾自治センター	63-2131	尾山字五反田198番地	440	3,056	186	1,747	○		○	○	
30	旧金津児童センター	-	尾山字五反田315番地	-	1,629	-	814	○		○	○	

No.	名称	電話番号	住所	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数(人)		対象災害名			備考
						避難所	避難場所	火災	洪水	土砂災害	
31	角田市老人福祉センター内町社	63-2143	尾山字山入91番地1	772	3,121	327	1,946	○	○	○	
32	角田市婦人研修センター	62-4957	尾山字山入91番地1	420	1,910	178	1,165	○	○	○	
33	旧東根小学校	-	平貫字前河2番地1	2,431	9,024	1,031	5,727	○	2階以上	○	
34	東根自治センター	69-2111	平貫字土浮102番地	563	1,736	238	1,149	○		○	
35	旧東根児童センター	-	平貫字土浮102番地	-	2,248	-	1,124	○		○	
36	東根やすらぎの家	-	平貫字字賀入31番地	-	1,951	-	975	○	○	○	
37	アイリスオーヤマ角田工場	68-3400	小坂字上小坂1番地	1,743	-	739	-	○	○	○	
38	桜小学校	63-1150	佐倉字小山78番地1	4,085	12,216	1,732	8,150	○	2階以上	○	
39	桜自治センター	63-2142	佐倉字町裏一番155番地	359	2,825	152	1,592	○		○	
40	北郷小学校	68-2345	岡字阿弥陀入11番地2	4,856	10,547	2,060	7,701	○	3階以上	○	
41	北角田中学校	68-2323	江尻字前原50番地	5,775	22,842	2,449	14,308	○	3階以上	○	
42	旧北郷自治センター	-	岡字阿弥陀入33番地1	-	2,464	-	1,232	○		○	
43	北郷自治センター	68-2111	岡字阿弥陀入65番地	446	2,698	189	1,572	○		○	
44	神次郎運動広場	-	神次郎字西中田2番地2	-	13,517	-	6,758	○	○	○	
45	ウォルプロ一宮城工場	68-2511	神次郎字久城寺1番地	239	-	101	-	○	○	○	
46	旧西根小学校	65-2345	高倉字打越32番地3	4,104	18,095	1,741	11,099	○	○	○	
47	西根自治センター	65-2111	高倉字本町15番地1	440	6,846	186	3,643	○	○	○	
48	旧西根幼稚園	-	高倉字本町48番地1	-	3,033	-	1,516	○	○	○	
49	西根自治センター武徳館	65-2111	高倉字呉服屋35番地1	389	-	-	194	○	○	○	
合計				87,781	363,462	37,057	224,611				

※ 決算資料及び資産台帳等から作成。建物のべ面積が屋内面積、土地面積－屋外面積＝屋外面積

※ 避難所収容人数は中央防災会議の防災対策実行会議「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」検討資料より、屋内面積に有効率0.7を乗じた上で1.65㎡当たり1名として計算。

※ 避難場所収容人数は都市防災構造化対策に関する調査報告書（建設省都市局都市再開発防災課都市防災対策室）より、屋内及び屋外面積に2㎡当たり1名として計算。

※ 旧金津中学校は、令和5年4月1日から金津小学校とする。

※ 枝野小学校及び藤尾小学校は、令和5年4月1日から旧枝野小学校及び旧藤尾小学校とする。

資料 2-18-1 食料・飲料水の備蓄状況

(令和4年8月1日現在)

品名	数量	保管場所	保存年限
アルファ米 (50食:4, 150、小分3, 200)	7, 350食	市役所、各避難所等	5年
レトルト食品	3, 075食	〃	5年～8年
パン	809食	市役所、各避難所等	5年～7年
飲料水 (0.5リットル)	3, 774本	〃	5年～12年
ビスケット等栄養補助食品	720本	〃	5年

資料 2-18-2 給水資機材の保有状況

1 給水資機材の保有状況

(令和3年3月31日現在)

所有者等	給水タンク能力数量	給水缶能力数量	連絡先	備考
角田市		3720 ^{リットル} ポリ容器 (20 ^{リットル} ×186個)	角田市役所 0224-63-2123	
	3. 0 m ³ (1. 5 m ³ ×2個)		角田市上下水道事業所 0224-63-0135	車載式
	1. 5 m ³ (1個)		角田市役所 0224-63-2123	車載式

2 給水車等保有状況

(令和3年3月31日現在)

品名		仕様		
種類	台数	種類	容量 (リットル)	個数
トラック (2t)	1	可搬式給水タンク	1, 500	2
		ポリタンク	20	100

資料 2-21-1 非常用マンホールトイレの整備状況

(令和4年4月1日現在)

整備年度	設置場所	穴数	設備内容	保管場所
H18	角田市中央広場駐車場	5	洋式トイレ5 トイレハウス5 (うち車椅子用1) H24 整備	角田市役所倉庫
H19	角田市総合保健福祉センター 北側駐車場	5	洋式トイレ5 トイレハウス5 H23 整備	角田市総合保健福祉センター
H20	横倉小学校体育館東側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 H24 整備	横倉小学校防災倉庫
H21	北角田中学校北側駐車場	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) H24 整備	北角田中学校防災倉庫
H22	旧金津中学校体育館南側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) H24 整備	旧金津中学校防災倉庫
H23	旧西根小学校体育館南側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 H23 整備	旧西根小学校防災倉庫
H24	角田中学校体育館南側	5	洋式トイレ5 トイレハウス5 (うち車椅子用1) H24 整備	角田中学校防災倉庫
H25	桜小学校体育館南側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) H25 整備	桜小学校防災倉庫
H26	角田市市民センター	5	洋式トイレ5 トイレハウス5 (うち車椅子用1) H26 整備	角田市市民センター倉庫
H28	枝野小学校プール南側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) H28 整備	枝野小学校防災倉庫
H29	北郷小学校校舎東側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) H29 整備	北郷小学校防災倉庫
H30	角田小学校体育館南側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) H30 整備	角田小学校防災倉庫
R1	藤尾小学校体育館南側	3	洋式トイレ3 トイレハウス3 (うち車椅子用1) R1 整備	藤尾小学校防災倉庫

※ 旧金津中学校は、令和5年4月1日から金津小学校とする。

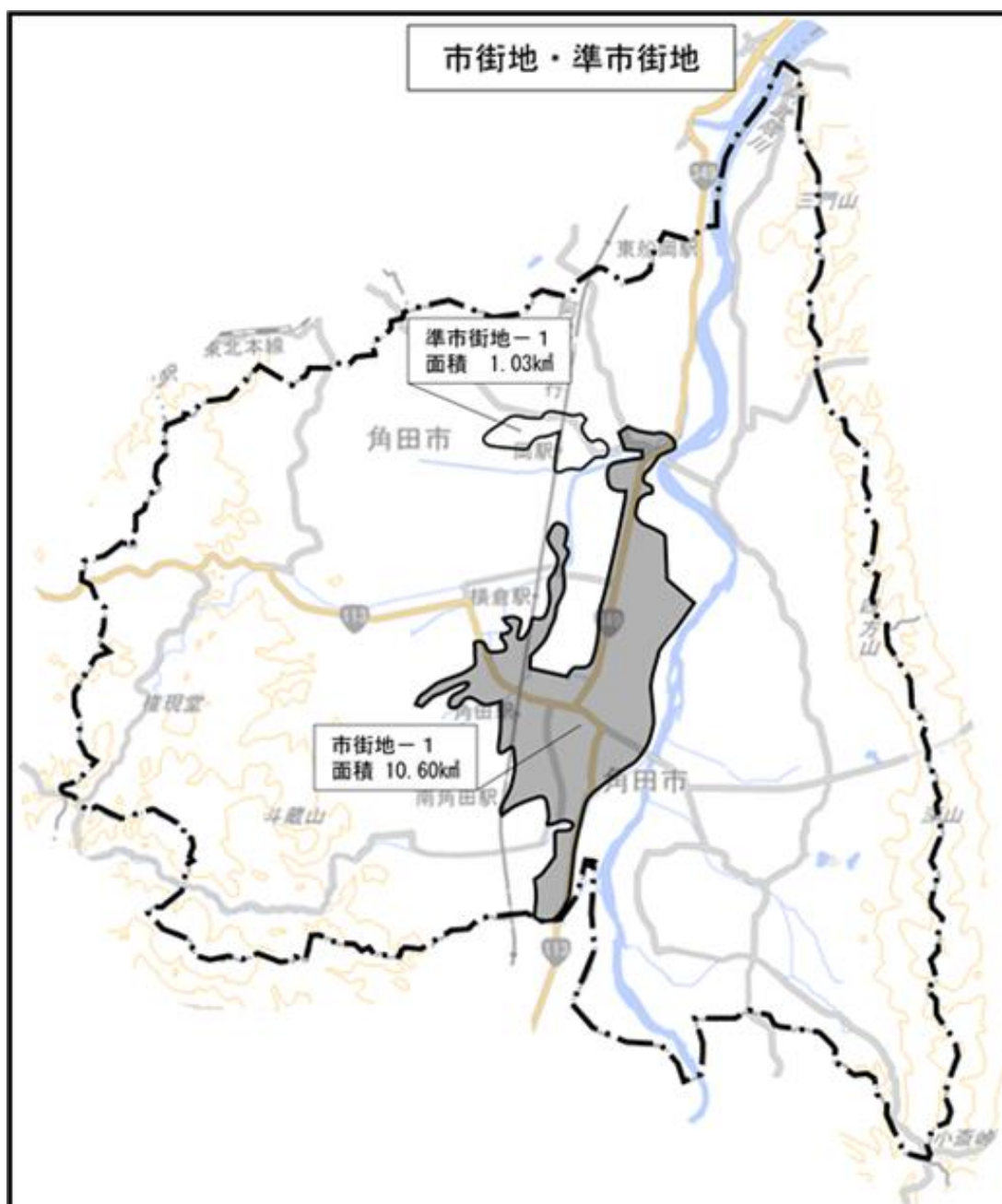
※ 枝野小学校及び藤尾小学校は令和5年4月1日から旧枝野小学校及び旧藤尾小学校とする。

資料 2-22-1 市街地・準市街地

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

図対象番号	危険区域			
	地名・場所	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
準市街地-1	北岡	1.03	558	1,323
市街地-1	角田地区(小田地区、豊室、古豊室除く。)・ 花島・桜1区~桜8区 南江尻・北江尻	10.60	7,381	17,237

- ・準市街地とは、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね 10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が 1,000 人以上 1 万人未満をいう。
- ・また、人口が 1 万人以上の地域は市街地という。(消防力の整備指針)



資料 2-22-2 特殊建築物の状況

防火対象物延床面積 1,000 m²以上

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

番号	名称	所在地
1	角田市役所	角田字大坊 41
2	角田市総合体育館	枝野字青木 155-20
3	角田市陸上競技場	枝野字青木 155-31
4	角田市野球場	枝野字青木 103-4
5	角田市市民センター	角田字牛館 10
6	ほこだて仏光堂角田店	角田字大町 36-3
7	(株)フローラ メモリアルホール 角田	横倉字馬場内 92-1
8	ダイナム宮城角田店 ゆったり館	梶賀字一里壇 22-1
9	パーラーサンワールド	角田字中島下 493-1
10	ジュネス我妻	角田字錦町 30-11-15
11	J Aみやぎ仙南 仙南シンケンファクトリー	角田字流 197-4
12	ヨークベニマル角田店	角田字町尻 428
13	マルホンカーボーイ角田店	梶賀字高畑南 121-1
14	コメリハード&グリーン 角田店	角田字町尻 278
15	ヤマザワ角田店	角田字中島下 519-1
16	フレスコキクチ角田店	角田字大町 35-1
17	DCMホームマック角田店	角田字扇町 8-1
18	A&COOP 角田店	角田字田町 100-1
19	薬王堂角田店	角田字緑町 2-4
20	イトーチェーン角田店	角田字町 42
21	ツルハドラック角田中央店	角田字町 222-2
22	ファッションセンターしまむら角田店	梶賀字西 171-1
23	グリーンホテル角田	角田字大町 37-1
24	角田市スポーツ交流館	枝野字青木 155-20
25	ビレッジハウス角田 1 棟	角田字裏町 6-3
26	ビレッジハウス角田 2 棟	角田字裏町 6-3
27	県営角田住宅 (横倉)	横倉字水上 119-3
28	仙南病院	角田字牛館 16
29	老人保健施設はくあいホーム	角田字牛館 16
30	金上病院	角田字田町 123
31	特別養護老人ホーム寛ぎの郷・和らぎの郷	岡字駅前北 1-1
32	介護老人保健施設ゆうゆうホーム	角田字田町 114-9
33	特別養護老人ホーム 聖母の家	横倉字丸山 1
34	サービス付き高齢者向け住宅 けやきの杜	角田字中島上 183

番号	名称	所在地
35	社会福祉法人 恵菽会 はぐくみ学園	島田字御蔵林 59
36	角田市総合福祉センター	角田柳町 35-1
37	角田光の子保育園	角田字柳町 35
38	角田市中島保育所	角田字中島上 57-4
39	宮城県立角田支援学校 校舎	島田字御蔵林 24-1
40	角田カトリック幼稚園	角田字町 1
41	角田小学校 校舎	角田字牛館 41
42	角田小学校 体育館	角田字牛館 41
43	角田中学校 校舎	角田字牛館 1-2
44	角田中学校 屋内体育館	角田字牛館 1-2
45	宮城県角田高等学校 校舎	角田字牛館 1
46	宮城県角田高等学校 体育館	角田字牛館 1
47	北角田中学校 新校舎	江尻字前原 50
48	北郷小学校 校舎	岡字阿弥陀入 11-2
49	北郷小学校 体育館	岡字阿弥陀入 11-2
50	桜小学校 校舎	佐倉字小山 78-1
51	横倉小学校 校舎	横倉字杉の堂 7
52	横倉小学校 体育館	横倉字杉の堂 7
53	旧西根小学校 校舎	高倉字打越 32-3
54	旧金津中学校 校舎	尾山字荒町 125-1
55	枝野小学校 校舎	島田字三口 71
56	藤尾小学校 校舎	藤田字梶内 51-2
57	旧東根小学校 校舎	平貫字前河 2-1
58	長泉寺	角田字長泉寺 69
59	アルプスアルパイン(株) 角田工場	角田字西田 6-1
60	アルプスアルパイン(株) 雄峰寮	角田字西田 168-21
61	日本梱包輸送倉庫(株) 角田営業所	梶賀字高畑北 226-3
62	ホーチキ(株) 宮城工場	江尻字前原 141-1
63	日立 Astemo(株) 研修厚生センター	角田字流 159-1
64	日立 Astemo(株) 宮城第一工場	梶賀字高畑南 213
65	日立 Astemo(株) 宮城第三工場	佐倉字宮谷地 3
66	日立 Astemo(株) 宮城第五工場	佐倉字宮谷地 4-3
67	日立 Astemo(株) 宮城オフィス角田開発センター	角田字流 197-1
68	角田市農業の館	佐倉字中島 111-4
69	北日本電線サービス(株) 角田事業所	君萱字仏供田 99
70	松坂興産(株) 角田工場	角田字野田前 6
71	(株)吉内鉄工建設 角田工場	梶賀字高畑南 29-1

番号	名称	所在地
72	(株)宮城ニコンプレシジョンとくら事業所	豊室字市之丞 19-1
73	(株)東北宮川製作所	横倉字明地 1-1
74	毛利工業(株) 角田工場	梶賀字高畑北 305-2
75	(株)錦仙台工場	平貫字鴉南 33
76	(株)ジーエスエレテック東北	梶賀字高畑北 240-2
77	ウォルブロー(株)宮城工場	神次郎字久城寺 1
78	辻鐵鋼(株)仙台工場	梶賀字高畑北 296-2
79	滝沢ハム(株) 仙南工場	角田字流 197-4
80	学校給食センター	高倉字呉服屋 35-1
81	(株)大森産業	藤田字南中山 150
82	宮城製粉(株)	島田字三島 70
83	(株)ピオ角田工場	梶賀字高畑北 278-1
84	(株)ティティ・アオイ	梶賀字高畑北 287-1
85	(株)佐善工務店角田支店	島田字大段原 4-1
86	(株)大安工業所 角田工場	角田字柳町 3-1
87	JA みやぎ仙南 東部営農センターライスセンター	枝野字谷地 14-1
88	高千穂電気(株)	梶賀高畑北 253-1
89	光洋工業(株) 仙台支店 角田工場	佐倉字宮谷地 1-3
90	サイトウ製作所 角田工場	稲置字舩内 16
91	角田精工(株)	角田字西田 168-20
92	(株)加工連	江尻字巻向 136-2
93	(有)角田自動車整備工業所	梶賀字高畑南 335
94	(株)ケーヒンマニュファクチャリング小田工場	小田字黒内 7
95	三州工業(株) 宮城工場	高倉字小寺内 96
96	みやぎ仙南農業協同組合 納豆センター	佐倉字宮谷地 2
97	(株)京浜サプライズ	梶賀字高畑南 342
98	(株)ジェイエイ仙南サービス オートパル角田	佐倉字宮谷地 1-1
99	(有)富樫運輸 角田配送センター	神次郎字遠日 48-1
100	旧小田小学校 校舎	小田字福田 56
101	住宅百貨ワカキ 角田本店 / (株)ワカキ	角田字幸町 3
102	みやぎ仙南農業協同組合 角田地区事業本部北郷支所	岡字小土浮 1-1
103	アイリスオーヤマ(株) 寄宿舍新館	小坂字上小坂 1
104	アイリスオーヤマ(株) 寄宿舍本館	小坂字上小坂 1
105	アイリスオーヤマ(株) 研究開発棟	小坂字上小坂 1
106	アイリスオーヤマ(株) 食堂棟	小坂字上小坂 1
107	アイリスオーヤマ(株) 倉庫棟	小坂字上小坂 1
108	アイリスオーヤマ(株) 厚生棟	小坂字上小坂 1

番号	名称	所在地
109	アイリスオーヤマ (株) 角田倉庫棟	小坂字上小坂 1
110	仙南クリーンセンター	毛萱字西ノ入 43-11
111	角田市屋内温水プール	枝野字青木 155-75
112	H. I. S SUPER 電力合同会社	梶賀字高畑北 174
113	宇宙航空研究開発機構 (西) 高温衝撃風洞棟	君萱字小金沢 1
114	宇宙航空研究開発機構 (西) 研究交流等	君萱字小金沢 1
115	宇宙航空研究開発機構 (東) 管理棟	神次郎高久蔵 1
116	角田郵便局	角田字町 202
117	角田衛生センター	枝野字北大坊 90
118	角田警察署	角田字扇町 5-7
119	江尻排水機場	江尻字巻向
120	J Aみやぎ仙南 角田地区事業本部 角田事業所	角田字町 30
121	同済病院・みどり荘	佐倉字上土浮 2
122	養護老人ホーム宮城緑風園	佐倉字小山 46-1
123	J Aみやぎ仙南 角田支店	角田字町 29
124	老人福祉センター内町荘・婦人研修センター	尾山字山入 91-1
125	角田自治センター	角田字泉町 146
126	ドラックストアモリ角田店	角田字大町 13-1

(注) 消防法第 8 条に定める防火対象物並びに防火対象物で消防用設備及び防火管理者を有する防火対象物である。

※ 旧金津中学校は、令和 5 年 4 月 1 日から金津小学校とする。

資料 2-22-3 消防力の状況

消防署

(令和4年4月1日現在)

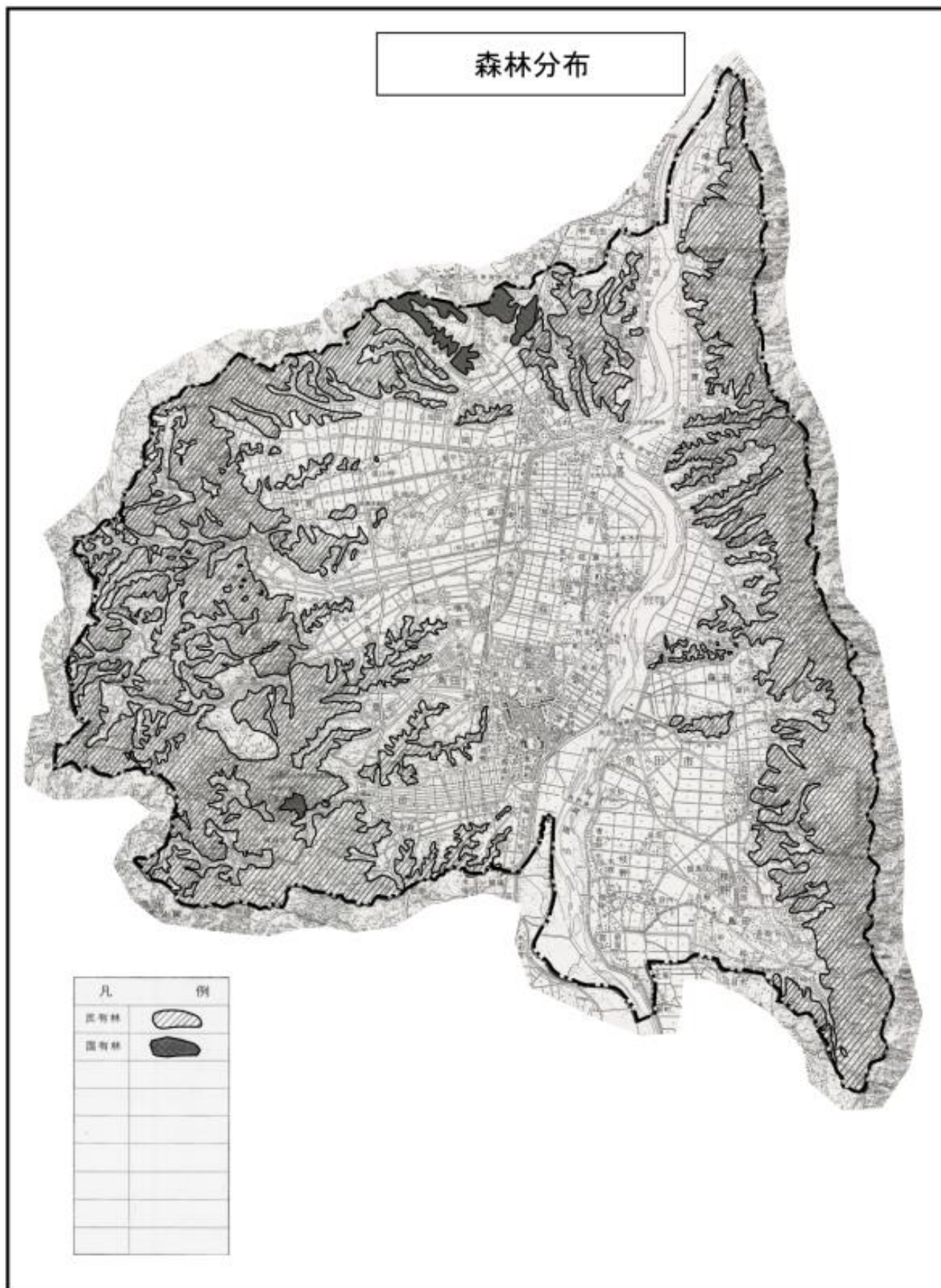
機関名		消 自	防 動	ポン プ車	資 機 材 搬 送 車 (台)	救 急 自 動 車 (台)	消 防 指 揮 車 (台)	消 防 広 報 車 (台)	消 防 査 察 車 (台)	合 計 (台)
		普 通 (台)	救 急 資 機 材 付 (台)	水 槽 付 (台)						
角 田 消 防 署	本 署	1	1	1	1	1	1		1	7
	丸 出 森 所 張 所	2				1		1		4
	計	3	1	1	1	2	1	1	1	11

消防

(令和4年4月1日現在)

機関名		ポ 小 ン プ 型 付 積 動 載 車 力 (台)	車 載 無 線 機 (台)	携 帯 無 線 機 (台)	受 令 機 (台)	防 火 水 槽 (基)	消 火 栓 (基)
消 防 分 団 名	第 1 分 団 (角 田 地 区)	14				44	347
	第 2 分 団 (枝 野 地 区)	8				21	51
	第 3 分 団 (藤 尾 地 区)	8				32	64
	第 4 分 団 (東 根 地 区)	8				15	44
	第 5 分 団 (桜 地 区)	6				26	97
	第 6 分 団 (北 郷 地 区)	9				29	100
	第 7 分 団 (西 根 地 区)	10				25	69
	計	63				192	772

資料 2-22-4 森林分布図



資料 2-2-5 林野火災の消防体制

機関名	責任者	電話番号
角田市	角田市長	0224-63-2111
角田市消防団	角田市消防団長	0224-63-2123
仙南地域広域行政事務組合 角田消防署	角田消防署長	0224-63-1011
角田警察署	角田警察署長	0224-63-2211
仙台森林管理署	仙台森林管理署長	022-273-1111
大河原地方振興事務所	大河原地方振興事務所長	0224-53-3111
仙南中央森林組合	仙南中央森林組合代表理事組合長	0224-51-9916
東根財産区管理会	東根財産区管理会長	0224-63-2113 (所管：総務課)

資料 2-2-6 危険物施設等の状況

(令和4年8月31日現在)

計	貯蔵所							取扱所		
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
125	19	13	1	29	0	2	27	15	0	19

屋内貯蔵所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	宇宙航空研究開発機構 角田宇宙センター（4施設）	君萱字小金沢1	○	○
2	日立Astemo（株）宮城第一工場（2施設）	梶賀字高畑南213		○
3	日立Astemo（株）宮城第三工場	佐倉字宮谷地3	○	○
4	日立Astemo（株）宮城第五工場（3施設）	佐倉字宮谷地4-3		○
5	ウォルブロー（株）宮城工場	神次郎字久城寺1	○	○
6	アルプスアルパイン（株）角田工場	角田字西田6-1		○
7	日立Astemo（株）宮城事業所（オフィス角田開発センター）	角田字流197-1	○	○
8	日立Astemo亙理（株）（サクラ工場第一製造課）	小田字黒内7		○
9	ホーチキ（株）宮城工場（2施設）	江尻字前原141-1	○	○
10	角田市民ゴルフ場	藤田字北谷地150-2	○	○
11	日立Astemo亙理（株）（サクラ工場）	佐倉字諏訪脇南13-1	○	○
12	（株）マトロ	梶賀字高畑南350-2	○	○

屋外タンク貯蔵所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	あぶくま川水系角田地区土地改良区 江尻第三排水機場	江尻字深沼		○
2	あぶくま川水系角田地区土地改良区（3施設）	1 藤田字中谷地内 2 枝野字沼尻地内 3 平貫地内		○
3	宇宙航空研究開発機構 角田宇宙センター	君萱字小金沢1		○
4	宇宙航空研究開発機構 角田宇宙センター	神次郎字高久蔵1		○
5	日立Astemo（株）宮城第一工場	梶賀字高畑南213		○
6	日立Astemo（株）宮城第五工場（2施設）	佐倉字宮谷地4-3		○
7	松阪興産（株）角田工場	角田字野田前6		○
8	H. I. S SUPER電力合同会社（2施設）	梶賀字高畑北174		○
9	角田市役所	角田字大坊41		○

地下タンク貯蔵所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	社会福祉法人宮城緑風会みどり荘	佐倉字上土浮2-2		○
2	日立Astemo (株) 宮城第三工場 (2施設)	佐倉字宮谷地3		○
3	角田市老人福祉センター内町荘	尾山字山入91-1		○
4	(有) 角田安全ガス	角田字栄町110		○
5	角田市役所	角田字大坊41		○
6	宮城県立角田支援学校	島田字御蔵林24-1		○
7	協業組合角田市ガスセンター	角田字町田180		○
8	角田市総合体育館	枝野字青木155-31		○
9	角田市屋内温水プール	枝野字青木155-75		○
10	角田衛生センター	枝野字北大坊90		○
11	医療法人金上仁友会 金上病院	角田字田町123		○
12	老人保健施設ゆうゆうホーム	角田字田町114-9		○
13	医療法人本多友愛会 はくあいホーム	角田字牛館16		○
14	江尻排水機場 (2施設)	江尻字巻向地内		○
15	みやぎ仙南農業協同組合	佐倉字宮谷地2		○
16	仙南シンケンファクトリー	角田字流197-3		○
17	アイリスオーヤマ (株) 角田工場 (2施設)	小坂字上小坂1		○
18	角田警察署	角田字扇町5-7		○
19	東北地方整備局仙台工事事務所角田出張所	梶賀字高畑北322-3		○
20	グリーンホテル角田	角田字大町37-1		○
21	特別養護老人ホーム聖母の家	横倉字丸山1		○
22	宮城県角田高等学校	角田字牛館 1		○
23	マルホンカーボーイ角田店	梶賀字高畑南121-1		○
24	みやぎ仙南農業協同組合	梶賀字高畑北401		○
25	仙南クリーンセンター	毛萱字西ノ入43-11		○
26	アルプスアルパイン角田工場	角田字西田168-21		○

自家用給油取扱所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	日本梱包運輸倉庫(株) 角田営業所	梶賀高畑北226-3	○	○
2	角田レミコン(株)	角田字野田前95		○
3	(株)グランツ	島田字林28-1		○

屋内タンク貯蔵所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	東北地方整備局仙台工事事務所角田出張所	佐倉字宮谷地内		○

移動タンク貯蔵所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	やしろ商事株式会社 (2施設)	角田字大町7-1		○
2	協業組合角田市ガスセンター (3施設)	角田字町田229		○
3	みやぎ仙南農業協同組合 (12施設)	梶賀字高畑北403、405		○
4	有限会社佐藤油店 (4施設)	角田字中島下477-1 梶賀字高畑南1		○
5	有限会社サトウ (2施設)	尾山字横町22		○
6	アストモスリテイリング	梶賀字向井1-2		○
7	角田安全ガス	角田字四反田33		○
8	小林石油(株) 休止中	角田字錦町36-5		○

屋外貯蔵所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	日立Astemo(株) 宮城第三工場	佐倉字宮谷地3		○
2	(有)佐藤油店	梶賀字高畑南1		○

給油取扱所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	有限会社サトウ	尾山字横町22	○	○
2	みやぎ仙南農業協同組合角田セルフ給油所	角田字中島上268-1	○	○
3	みやぎ仙南農業協同組合 休止中	高倉字関場118-2	○	○
4	大江商店(株)	角田字町167	○	○
5	有限会社草間	角田字町271	○	○
6	星商店	藤田字宮下53	○	○
7	やしろ商事株式会社	角田字旭町32-4	○	○
8	有限会社佐藤油店角田バイパス給油センター	角田字扇町10-17	○	○
9	〃 ビックイン佐倉給油所	佐倉字萱場304-1	○	○
10	コスモ石油株式会社東北カンパニー セルフステーション角田	角田字錦町36-5	○	○
11	丸山株式会社角田宇宙給油所	角田字大町41-3	○	○
12	(株)東日本エネルギー /セルフ角田SS	角田字中島下470	○	○

一般取扱所

番号	名称	所在地	ガソリン	その他
1	協業組合角田市ガスセンター	角田字町田180		○
2	日立Astemo (株) 宮城第一工場 (2施設)	梶賀字高畑南213		○
3	有限会社角田安全ガス	角田字栄町110		○
4	有限会社佐藤油店	角田字扇町10-15		○
5	みやぎ仙南農業協同組合	梶賀字高畑北403		○
6	宇宙航空研究開発機構 角田宇宙センター	神次郎字高久蔵1		○
7	宇宙航空研究開発機構 角田宇宙センター	君萱字小金沢1		○
8	角田市スポーツ交流館	枝野字青木155-20		○
9	江尻排水機場	江尻字巻向		○
10	角田市屋内温水プール	枝野字青木155-75		○
11	株式会社コメリ	角田字町尻278		○
12	DCMホームマック株式会社	角田字扇町8-1		○
13	H. I. S SUPER電力合同会社 (2施設)	梶賀字高畑北174		○
14	協同組合角田市ガスセンター	角田字町田180		○
15	日立Astemo (株) 宮城オフィス角田開発センター	角田字流197 - 1	○	○
16	日立Astemo (株) 第五工場	佐倉字宮谷地4-3		○
17	(株) おてんとさん	角田字緑町14 - 5		○
18	仙南クリーンセンター	毛萱字西ノ入43-11		○

資料 2-22-7 高圧ガス施設

No.	事業所名	所在地	施設の区分	ガス名
1	宇宙航空研究開発機構	君萱字小金沢 1	実験、研究	液化水素、液化窒素、 液化酸素、ヘリウム、他
2	〃	神次郎字高久寺 1	実験、研究	液化窒素、液化酸素、 水素、他
3	(協) 角田市ガスセンター	角田字町田229	充てん、スタンド、 残ガス回収	液化石油ガス
4	〃	角田字町田230	販売店	液化石油ガス
5	日立Astemo(株) 宮城第一工場	梶賀字高畑南213	工業用消費	液化石油ガス
6	日立Astemo(株) 宮城第三工場	佐倉字宮谷地 3	アルミ鋳物ケースの リークテスト	液化窒素
7	(有)角田安全ガス	角田字寺前109- 4	販売店	液化石油ガス
8	みやぎ仙南農業協同組合	角田字町29	販売店	液化石油ガス
9	(有)佐藤百貨店	尾山字横町22	販売店	液化石油ガス
10	(有)佐藤油店	角田字扇町17	販売店	液化石油ガス
11	やしろ商事	角田字旭町32- 4	販売店	液化石油ガス
12	(有)馬場プロパン	角田字大町 1- 6	販売店	液化石油ガス
13	太田米穀店	高倉字本町 3	販売店	液化石油ガス
14	庄司商店	岡字松本86- 1	販売店	液化石油ガス

第3章 応急対策に関する資料

資料3-2-1 角田市行政区 (93)

角田地区(37)

野田
西南町
東南町
立町
中島
東町
新中島南
新中島北
本町
東仲町
西仲町
天神町
新丁
新丁東
新丁西
西田町
東田町
中島下
高畑南
横田町
北町
谷地町
寺前
老ヶ崎
豊室
古豊室
前沖第1
前沖第2
前沖第3
新田
後沖
左関
櫛崎
地藏堂
山の内
戸ノ内
長瀬

枝野地区(8)

枝野1区
枝野2区
枝野3区
枝野4区
枝野5区
枝野6区
枝野7区
枝野8区

桜地区(8)

桜1区
桜2区
桜3区
桜4区
桜5区
桜6区
桜7区
桜8区

藤尾地区(10)

藤尾1区
藤尾2区
藤尾3区
藤尾4区
藤尾5区
藤尾6区
藤尾7区
藤尾8区
藤尾9区
藤尾10区

北郷地区(9)

花島
梁瀬
岡
南岡
北岡
南江尻
北江尻
神次郎
君萱

東根地区(8)

坂津田上
坂津田中
坂津田下
平貫上
平貫下
東小坂
西小坂
鳩原

西根地区(13)

西根1区
西根2区
西根3区
西根4区
西根5区
西根6区
西根7区
西根8区
西根9区
西根10区
西根11区
西根12区
西根13区

資料3-2-2 消防団（非常警戒巡視）区分

地 区	分団名
角田地区	第1分団
枝野地区	第2分団
藤尾地区	第3分団
東根地区	第4分団
桜 地区	第5分団
北郷地区	第6分団
西根地区	第7分団

資料3-2-3 災害調書・災害概況即報・災害状況報告

市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項(被害状況等の報告)及び消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条(消防庁長官に対する消防統計等の報告)の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第2項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合(該当するおそれがある場合を含む)に行うものとする。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 災害により災害対策本部を設置したもの

ウ 一の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

ア 地震

(ア) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録した場合

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

カ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(以下、MIDORI)という。)の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

ア 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度5弱以上の地震が記録された場合には、様式第2号(その1)により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。

ただし、下記(イ)又は(ロ)に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

(イ) 当該市町村内で震度5強以上の地震が記録された場合(被害の有無を問わない。)

(ロ) 3の(2)のロ、ハ及びホのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

イ 被害状況報告 [即報]

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする(おおむね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ウ 被害状況報告 [確定]

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合の報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

ア 災害名称

イ 報告手段(防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等)

ウ 即報・確定報の別

エ 報告時点

オ 入力的时间帯

カ その他の必要な事項

5 災害概況即報(様式第1号)記入要領

- (1) 「災害の概況」には、災害が発生した(発生のおそれがある)具体的地名、発生日時、災害の種別(台風、豪雨、洪水、地震、津波等)概況等を記入するものとする。
- (2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。
また、「4 報告の種類等」「ア 災害概況即報」で示す(ア)又は(イ)に該当する場合には、119番通報の件数を記入するものとする。集計が難しい場合には、入電の多寡について可能な限り記入する。
- (3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について、消防機関等の活動状況や自衛隊の派遣要請状況、避難情報の発令状況のほか、次の例により記入するものとする。

(例)

- ア 避難所の設置状況
- イ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況

6 被害状況報告(様式第2号)記入要領

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

オ 負傷者の内訳(重傷者・軽傷者)が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告することとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

エ 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

オ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも
とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木
のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

ク 「棟」とは、一つの建築物とする。

ただし、母屋より床面積の小さい附属屋(同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない
物置、便所、風呂等)については、母屋と同一棟とみなす。

ケ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものにつ
いては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分け
て扱うものとする。

また、共同住宅(アパート、マンション等)の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建
物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これら
の施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物(全・半壊)」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供
する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ウ 「その他(全・半壊)」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害
を受けたものとする。

(4) 火災発生

ア 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

イ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ウ 火災発生の内訳(建物・危険物・その他)が判明しない時点においては、「建物」として報告するこ
ととし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度5弱以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載することとし、内容
の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

ア 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生し
た場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルの剥離は含まないものとする。

イ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ウ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

エ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

オ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

カ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合に
は記入を要さない。

キ 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

ア 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

イ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分(死亡・行方不明・重傷・軽傷)、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。

ウ 「避難勧告等の状況」については、地区名、種別(指示、勧告、自主)、勧告日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時を記入するものとする。

オ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

カ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

キ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

ク 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について、消防機関の活動状況や自衛隊災害派遣の状況のほか、次の例により記入するものとする。

(ア) 避難の勧告・指示の状況

(イ) 避難所の設置状況

(ウ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(エ) 災害ボランティアの活動状況

ケ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名、地区毎の被害の内訳を記入するものとする。

コ 「非住家被害の状況」は被害区分(全壊、半壊)、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。

サ 様式第1号、様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

災 害 概 況 即 報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況	名称								
		設置日時								

※ 第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すること。)

様式第2号（その1）

被害状況報告（即報・第 報 ・ 確定）

災 害 名				区 分		単 位	被 害	
報 告 時 点		月 日 時 現在		火災 発生	建 物		件	
市(区)町村名					危 険 物		件	
課 係 名					そ の 他		件	
報 告 者 名					119 通 報	火災通報		件
						救急通報		件
区 分				単 位	被 害	被害概況（震度5以上の地震発生時）		
人 的 被 害	死 者		人	住 家 被 害	庁舎被害		有 ・ 無	
	行方不明者		人		庁舎内の異常		有 ・ 無	
	負 傷 者	重 傷	人		電気の使用		不可 ・ 可	
		軽 傷	人		水道の使用		不可 ・ 可	
全 壊			棟		庁舎 周 辺 の 状 況	一般電話回線の支障		有 ・ 無
			世帯			都市ガス		不可 ・ 可
			人	家屋の倒壊		有 ・ 無		
半 壊			棟	火災の発生		有 ・ 無		
			世帯	電気の使用		不可 ・ 可		
			人	水道の使用		不可 ・ 可		
一 部 破 損			棟	一般電話回線の支障		有 ・ 無		
			世帯	都市ガス		不可 ・ 可		
			人					
床 上 浸 水			棟					
			世帯					
			人	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	災害対策本部設置		月 日 時 分	
床 下 浸 水			災害対策本部廃止		月 日 時 分			
			警戒本部等設置		月 日 時 分			
			警戒本部等廃止		月 日 時 分			
非 住 家	公共建物(全・棟)		棟	消防職員出動延人数		人		
	そ の 他(全・棟)		棟	消防団員出動延人数		人		

様式第2号（その2）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

〔 に氏 至名人 つ等の た記被 状載害 況欄の をの詳 記下細 載に被 害〕	被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所			
〔 自種 主別避 のに難 種は勧 別指告 を示等 記・の 載勸状 告況 ・ 〕	地区名	種 別	勧告等日時	勧告世帯/人数	実避難世帯/人数	避 難 場 所	解除日時	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況								

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住所	被害に至った状況(要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地区名	棟数	世帯数	人数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

資料3-3-1 電気通信設備の優先的利用

名称 (依頼種類)	通信 依頼先	指定電話	担 当 責任者	利 用 方 法
非常・緊急 通話	NTT 東日本 (株)	角田市災害時優 先電話と同じ	防災安全 班長	【電話利用の場合】 ・申込受付番号「115番」へかける ・オペレータへ下記事項を申込する 通話の種類、発信元行政機関名、発信先機関等 名称・発信先電話番号、通信内容

注意) 非常電報・・・気象・水防・消防機関相互間等との連絡に利用

緊急電報・・・予防、救護、復旧等の直接関係のある機関・水道、ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間等との連絡に
利用

資料3-3-2 無線通信局一覧及び民間無線局一覧

1 無線通信局一覧

通信依頼先	住 所	電話番号
仙台河川国道事務所 角田出張所	角田市梶賀字高畑北 322-3	0224-63-2315
角田警察署	〃 角田字扇町 5-7	0224-63-2211
角田消防署	〃 角田字大坊 41	0224-63-1011

2 民間無線局一覧

通信依頼先	住 所	連絡責任者	電話番号
(有)伊具タクシー	角田市角田字町 254	総務班長	0224-62-1513
(有)草間タクシー	〃 角田字町 271	〃	0224-62-2037
渡辺介護タクシー	〃 角田字裏町 122	〃	0224-63-5523

資料3-8-1 救助の種類

令和4年度災害救助基準

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等戸雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借り上げ日又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難上での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所での避難生活している者へ健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借りあげて実施することが可能(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整をおこなうこと。)
避難所の設置 (法4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、計測して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等戸雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基準額 1戸当たり6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる現材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の費用として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の妖艶御者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準ずる 2 基準額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間型賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であった災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生資材等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円以内 中学生生徒 5,000円以内 高等学校生徒等 5,500円以内	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施した者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明者の状態にあり、かつ、四圍の事情により死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上日：通常実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にはドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市長村内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行う のに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借量 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各妻帯に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年制定第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 ア 3千万円以下の部分の金額については100分の10 イ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ウ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 キ 5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 3-9-1 自衛隊自主派遣の判断基準

防衛省防災業務計画（平成 30. 6. 29）

指定部隊等の長[※]が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認めること。

（例）

- ・ 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

- 2 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（例）

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救護の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認める場合

- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。

（例）

- ・ 運行中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 部隊等が防衛省の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

- 4 その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

※ 指定部隊等の長とは、駐屯地司令の職にある部隊等の長等

資料3-9-2 自衛隊災害派遣要請書及び撤収要請書

角 防 第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

角 田 市 長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）
このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

記

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派 遣 先 の 責 任 者 ・ 連 絡 先	
6 派 遣 先 へ の 最 適 経 路	
7 参 考 と な る べ き 事 項	

角 防 第 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

角 田 市 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下
記のとおり 部隊の撤収を依頼します。

記

1 撤収要請事由

2 撤 収 期 日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

資料 3-9-3 自衛隊派遣部隊の救援活動内容及び自衛官の権限

防衛省防災業務計画（平成 30. 6. 29）

1 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令させ、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索活動

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索援助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開及び除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救護患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合においては航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 援助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長又はその他市長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限。禁止及び撤去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

資料3-9-4 自衛隊車両の駐車場

施設名	所在地	駐車可能台数	電 話
角 田 小 学 校	角田字牛館 41	150	0224-63-1144
横 倉 小 学 校	横倉字杉の堂 7	150	0224-63-1146
枝 野 小 学 校	島田字三口 71	200	0224-63-1148
藤 尾 小 学 校	藤田字梶内 51-2	200	0224-63-1149
旧 東 根 小 学 校	平貫字前河 2	100	0224-69-2345
桜 小 学 校	佐倉字小山 78-1	150	0224-63-1150
北 郷 小 学 校	岡字阿弥陀入 11-2	100	0224-68-2345
旧 西 根 小 学 校	高倉字打越 32-3	200	0224-65-2345
角 田 中 学 校	角田字牛館 1-2	250	0224-63-1141
旧 金 津 中 学 校	尾山字荒町 125-1	130	0224-63-1143
北 角 田 中 学 校	江尻字前原 50	250	0224-68-2323

※ 旧金津中学校は、令和5年4月1日から金津小学校とする。

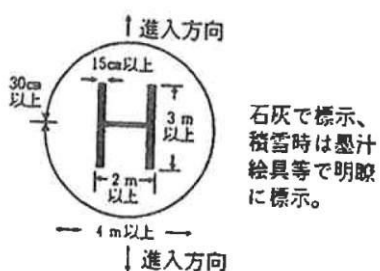
※ 枝野小学校及び藤尾小学校は令和5年4月1日から旧枝野小学校及び旧藤尾小学校とする。

資料3-9-5 ヘリポートの設置

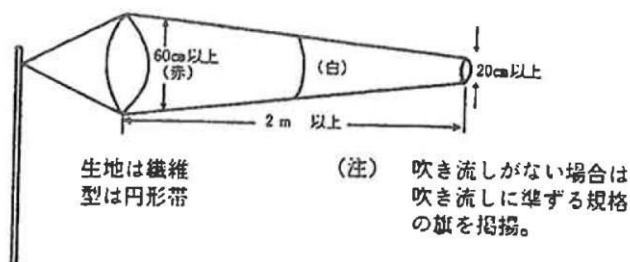
1. 設置に関して配慮すべき事項

着陸地点には、下記基準のH記号を風向きと平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの地区に上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

イ 記号の基準



ロ 吹き流しの基準



2. 危険予防の処理

- ① 離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
- ② 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

資料3-10-1 緊急救助活動の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話番号
角田市役所	防災安全課	角田市角田字大坊 41	0224-63-2123
角田警察署	警備課	〃 角田字扇町 5-7	0224-63-2211
角田消防署	警防係	〃 角田字大坊 41	0224-63-1011

資料3-11-1 救護所の設置予定場所

施設名	所在地	施設状況	備考
角田市総合保健福祉センター	角田市角田字柳町 35-1	多目的ホール他	
角田市市民センター	〃 角田字牛館 10	和室 80 畳 他	
角田小学校	〃 角田字牛館 41	保健室ベット 3	
横倉小学校	〃 横倉字杉の堂 7	〃 2	
枝野小学校	〃 島田字三口 71	〃 2	
藤尾小学校	〃 藤田字梶内 51-2	〃 2	
旧東根小学校	〃 平貫字前河 2-1	〃 1	
桜小学校	〃 佐倉字小山 78-1	〃 2	
北郷小学校	〃 岡字阿弥陀入 11-2	〃 2	
旧西根小学校	〃 高倉字打越 32-3	〃 2	
角田中学校	〃 角田字牛館 1-2	〃 2	
旧金津中学校	〃 尾山字荒町 125-1	〃 2	
北角田中学校	〃 江尻字前原 50	〃 2	

※ 災害の種類、状況により、指定避難所の設置と併せて指定する。

※ 旧金津中学校は、令和5年4月1日から金津小学校とする。

※ 枝野小学校及び藤尾小学校は令和5年4月1日から旧枝野小学校及び旧藤尾小学校とする。

資料3-11-2 市内の医療機関一覧

(令和3年4月1日現在)

区分	病院名 (診療所名)	郵便 番号	所在地	電話番号	診療科目
病院	金上病院	981-1505	角田市角田字田町1 2 3	0224(63)1032	内科、外科、整形外科、皮膚科、 リハビリテーション科
	仙南病院	981-1505	角田市角田字牛館1 6	0224(63)2003	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、 外科、リハビリテーション科
	医療法人安達同済会 同済病院	981-1522	角田市佐倉字上土浮2	0224(63)0360	内科、小児科、外科、婦人科
診療所 (医科)	阿部内科医院	981-1505	角田市角田字牛館8 9-3	0224(63)3335	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科
	油井眼科医院	981-1505	角田市角田字牛館5 8	0224(62)5711	眼科
	高山内科胃腸科医院	981-1505	角田市角田字町2 4 3	0224(63)2304	内科、胃腸科
	小川整形外科 クリニック	981-1505	角田市角田字田町6 8	0224(63)3311	整形外科、リハビリテーション科、 理学診療科
	大槻眼科医院	981-1505	角田市角田字田町9 0	0224(62)2222	眼科
	名取医院	981-1505	角田市角田字南6 1-1	0224(63)2347	内科、神経内科、外科、皮膚科
	角田ふれあい クリニック	981-1505	角田市角田字豊町1-3	0224(63)0062	内科、外科、整形外科、皮膚科、 泌尿器科、胃腸内科、肛門外科
診療所 (歯科)	伊藤歯科クリニック	981-1512	角田市横倉今谷2 9 0-1	0224(63)2497	歯科
	かまた歯科医院	981-1505	角田市角田字幸町7 3	0224(63)4181	歯科、小児歯科
	さいとう歯科医院	981-1505	角田市角田字中島下4 1 9-1	0224(62)0112	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	吉田歯科医院	981-1505	角田市角田字町2 5	0224(62)2130	歯科
	竹内歯科医院	981-1505	角田市角田字田町7 3-3	0224(62)0880	歯科
	せきね歯科 クリニック	981-1505	角田市角田字大町1-1 0	0224(63)3531	歯科
	氏家歯科医院	981-1505	角田市角田字南1 1 8-5	0224(63)3525	歯科、矯正歯科、小児歯科、 歯科口腔外科
	大久保歯科医院	981-1505	角田市角田字南7 8	0224(62)4084	歯科
	太田歯科医院	981-1523	角田市梶賀字西1 2 8-2	0224(62)2453	歯科
	宍戸歯科医院	981-1523	角田市梶賀字西3 2-1	0224(63)1670	歯科

資料3-12-1 緊急通行車両の標章

(様式第1号)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害対策基本法施行規則(第6条関係)

資料3-12-2 緊急通行車両確認証明書

様式2

緊急通行車両等事前届出（確認証明書）（出典：県震災対策編資料編）

別記様式第1号
災害応急対策用
地震防災
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書
(確認申請書)

宮城県公安委員会 殿
申請者住所
氏名 () 電話 ()

宮城県公安委員会 殿
申請者住所
氏名 (印)

年 月 日

災害応急対策用
地震防災
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年 月 日

宮城県公安委員会 (印)

指定行政機関又は所管機関 指定行政機関 01 防衛省 02 国土交通省 03 法務省 04 財務省 05 その他指定行政機関 指定地方行政機関 06 東北管区警察局 07 東北財務局 08 東北地方医務局 09 東北農政局 10 東北厚生局 11 東北森林管理局	21 東日本電信電話株式会社 22 日本銀行仙台支店 23 日本赤十字社宮城県支部 24 日本放送協会仙台放送局 25 東日本放送仙台放送局 26 東日本放送仙台放送局 27 日本通運 28 東北電力仙台支店 29 その他指定公共機関 指定地方公共機関 指定地方公共機関 30 東北放送 31 仙台放送 32 宮城テレビ放送 33 東日本放送	34 東エフエム仙台 35 (社)宮城県医師会 36 (社)宮城トラック協会 37 (社)宮城L.P.ガス協会 38 宮城交通 39 石巻五新報 40 塩釜五新報 41 古川五新報 42 その他指定地方公共機関 その他 43 その他の機関(協定締結報道機関等を含む)	番号欄に表示されている番号 車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)
使用者	住所	氏名	電話 () 局 番
出 発 地			

注1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通警察及び広域交通警察所長等から提出して所要の手續を受けてください。

注2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（交通規制課長等経由）に届け出て再交付を受けてください。

注3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 (1) 緊急通行車両等が廃車となつたとき。
 (2) 緊急通行車両等が廃車となつたとき。
 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなつたとき。

資料3-12-3 市所有車両

(令和4年4月1日現在)

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
1	総務課	角田市役所車庫	ホンダシビック	宮城301と5318
2	総務課	角田市役所車庫	スズキアルト	宮城581い52
3	総務課	角田市役所車庫	ニッサンコンドル	宮城11と7441
4	総務課	角田市役所車庫	トヨタアクア	宮城542り1212
5	総務課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480た146
6	総務課	角田市役所車庫	ホンダN-BOX	宮城581き3108
7	総務課	角田市役所車庫	日産セレナ	宮城503ち2150
8	総務課	角田市役所車庫	ホンダN-WGN	宮城581き3109
9	総務課	角田市役所車庫	スズキスイフト	宮城503せ5426
10	総務課	角田市役所車庫	三菱ダンプ	宮城100さ6267
11	総務課	角田市役所車庫	日野リエッセⅡ(中型バス)	宮城200さ2720
12	総務課	角田市役所車庫	日野メルファ(中型バス)	宮城200は1046
13	総務課	角田市役所車庫	ホンダレジェンド	宮城301ゆ4919
14	総務課	角田市役所車庫	ホンダN-VAN	宮城480こ9186
15	総務課	角田市役所車庫	トヨタエスクァイア	宮城503の1888
16	総務課	角田市役所車庫	トヨタレジアスエース	宮城400の154
17	総務課	角田市役所車庫	トヨタライトエース	宮城400の2371
18	総務課	角田市役所車庫	トヨタノア	宮城503ひ2623
19	総務課	角田市役所車庫	トヨタプロボックス	宮城400の3171
20	総務課	角田市役所車庫	トヨタダイナ	宮城400の6406
21	総務課	角田市役所車庫	トヨタプリウス	宮城400の3650
22	防災安全課	角田市役所車庫	ニッサンエクストレイル	宮城800す8805
23	防災安全課	角田市役所車庫	スズキスイフト	宮城503せ6287
24	まちづくり政策課	小田自治センター	スズキエブリィバン(小田)	宮城480て8987
25	まちづくり政策課	角田自治センター	スズキエブリィ(角田)	宮城480こ3497
26	まちづくり政策課	横倉自治センター	ホンダアクティバン(横倉)	宮城480つ5325
27	まちづくり政策課	藤尾自治センター	ホンダアクティバン(藤尾)	宮城480つ5326
28	まちづくり政策課	北郷自治センター	ホンダアクティバン(北郷)	宮城480つ5327
29	まちづくり政策課	枝野自治センター	スズキエブリィ(枝野)	宮城480と9628
30	まちづくり政策課	桜自治センター	スズキエブリィ(桜)	宮城480な9101
31	まちづくり政策課	西根自治センター	スズキエブリィ(西根)	宮城480な9100
32	まちづくり政策課	東根自治センター	スズキエブリィ(東根)	宮城480ぬ7075
33	税務課	角田市役所車庫	スズキKei	宮城580う3265
34	生活環境課	角田市役所車庫	三菱ミニキャブバン	宮城480う7213
35	生活環境課	角田市役所車庫	スズキエブリィ	宮城480ぬ2670
36	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581い3354
37	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581き6583
38	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	三菱ミニカ	宮城580こ4082

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
39	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	三菱ミニカ	宮城580さ234
40	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城580せ258
41	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキKei	宮城51け8253
42	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城580て9201
43	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	ホンダライフ	宮城580は3865
44	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	三菱ミニキャブバン	宮城480く9768
45	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城580ち8677
46	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581ち8655
47	健康長寿課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城581な3120
48	社会福祉課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城581や4462
49	社会福祉課	角田市総合保健福祉センター	ダイハツタント	宮城582あ686
50	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ダイハツムーブ	宮城50ね3453
51	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダライフ	宮城580ゆ1563
52	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ニッサンマーチ	宮城501も6818
53	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	スズキアルト	宮城501き6582
54	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダバモス	宮城580い1169
55	子育て支援課	角田市総合保健福祉センター	ホンダN-WGN	宮城581や4463
56	農林振興課	角田市役所車庫	スズキエブリイ	宮城480せ7419
57	農林振興課	角田市役所車庫	スズキエブリイ	宮城480つ7488
58	農林振興課	角田市役所車庫	スズキイグニス	宮城503と9468
59	建築住宅課	角田市役所車庫	スズキエブリイ	宮城480は2496
60	都市整備課	角田市役所車庫	スズキエスクード	宮城301ぬ9702
61	都市整備課	角田市役所車庫	ホンダバモス	宮城580の1052
62	都市整備課	角田市役所車庫	スバルサンバートラック	宮城480さ4126
63	都市整備課	角田市役所車庫	スズキエブリイ	宮城480は2495
64	上下水道事業所	角田市役所車庫	トヨタサクシード	宮城400に279
65	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキエブリイ	宮城580ゆ3751
66	上下水道事業所	角田市役所車庫	三菱キャスター	宮城100そ9625
67	上下水道事業所	角田市役所車庫	三菱リベロ	宮城54は7821
68	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキジムニー	宮城51こ451
69	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキアルト	宮城580く7296
70	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキエブリイ	宮城480う5596
71	上下水道事業所	角田市役所車庫	スズキキャリイ	宮城480こ3081
72	上下水道事業所	角田市役所車庫	ニッサンADバン	宮城400ね193
73	教育総務課	角田市役所車庫	三菱キャブオーバー(桜小)	宮城200さ2574
74	教育総務課	角田市役所車庫	ニッサンADバン(旧横倉児童館)	宮城400の5206
75	教育総務課	角田小学校	ダイハツダンブ(角田小)	宮城41そ7548
76	教育総務課	桜小学校	ホンダアクティ(桜小)	宮城41つ3914
77	教育総務課	枝野小学校	ホンダアクティ(枝野小)	宮城41つ3915

番号	所管	管理場所	車名	登録番号
78	教育総務課	北郷小学校	ホンダアクティ(北郷小)	宮城41て2253
79	教育総務課	藤尾小学校	ホンダアクティ(藤尾小)	宮城41て2254
80	教育総務課	横倉小学校	スズキキャリア(横倉小)	宮城480と9389
81	教育総務課	角田中学校	ホンダアクティ(角田中)	宮城480つ5312
82	教育総務課	旧金津中学校	ホンダアクティ(旧金津中)	宮城41つ3916
83	教育総務課	北角田中学校	ホンダアクティ(北角田中)	宮城41つ6824
84	生涯学習課	角田市市民センター	スズキエブリイ(文化財)	宮城480せ6289
85	生涯学習課	角田市市民センター	三菱ランサーカーゴ	宮城400ぬ6069
86	生涯学習課	角田市市民センター	ホンダフィット	宮城502ひ9944
87	教育委員会	角田市郷土資料館	ホンダアクティ(郷土資料館)	宮城41そ6063
88	図書館	角田市市民センター	三菱(移動図書館車)	宮城800せ5457
89	図書館	角田市市民センター	ダイハツハイゼットカーゴ	宮城480は806
90	給食センター	角田市給食センター	三菱ミニキャブバン	宮城480う9030

※ 旧金津中学校は、令和5年4月1日から金津小学校とする。

※ 枝野小学校及び藤尾小学校は令和5年4月1日から旧枝野小学校及び旧藤尾小学校とする。

資料3-12-4 旅客自動車運送業者

主な旅客自動車運送業者

名 称	所在地	電話番号
東北アクセス(株) 宮城営業所	角田市梶賀字西 74	0224-63-3810
(有)伊具タクシー	角田字町 254	0224-62-1513
(有)草間タクシー	角田字町 271	0224-62-2037
渡辺介護タクシー	角田字裏町 122	0224-63-5523

資料3-12-5 貨物自動車運送業者

主な貨物自動車運送業者

名 称	所在地	電話番号
(有)とくら貨物運送	角田字老ヶ崎 105-1	0224-62-1656
日本梱包運輸倉庫(株) 角田営業所	佐倉字萱場 181-1	0224-62-4308
ヤマト運輸(株) 角田センター	梶賀字一里壇北 270-2	0570-200-000
(有)富樫運輸 角田配送センター	神次郎字遠日 48-1	0224-68-3321

資料3-12-6 ヘリコプター発着場所

発着地点	所在地	面積	夜間照明 自家発電装置
角田中央公園	枝野字青木地内	(100m×150m)15,000 m ²	無
国土交通省仙台河川国道事務所 角田出張所	梶賀字高畑北地内	(20m×23m)460 m ²	無

資料3-13-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書

(様式第1号)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

第 報	時 分現在
1 要請機関名	連絡先・担当者
2 災害の種別	自然災害・事故・行方不明・火災・その他 ()
3 活動内容	偵察・広報・撮影・傷病者搬送・空中消火・救助 輸送 (品名数量)・その他 ()
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 気象状況	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別 携帯・
8 傷病者搬送の場合	
傷病者	氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生)
症状	
受入病院	.
着陸場所	
搬送車両所属名	
同乗者	
9 必要器材	
10 その他必要な事	

防災ヘリコプター管理事務所

TEL 0223-24-0741

FAX 0223-24-0872

資料3-14-1 避難指示等の実施者及び根拠法令

実施者	根拠法令
市長	災害対策基本法第60条（市長村長の避難の指示等）
警察官	災害対策基本法第61条（警察官等の避難の指示） 警察官職務執行法第4条（避難等の措置）
災害派遣を命じられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条（災害派遣時の権限）
知事	災害対策基本法第60条6項 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。 災害対策基本法第60条7項 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない
知事、その命を受けた県の職員 又は水防管理者	水防法第29条（立退きの指示） 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
知事又はその命じた職員	地すべり等防止法第25条（立退の指示） 直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

資料3-19-1 米穀の調達先

主な米穀販売業者

(令和3年3月31日現在)

名 称	所在地	電 話
大江商店(株)	角田字町 167	0224-63-2017
井上米穀店	角田字寺前 100	0224-62-1243
馬場米店	角田字町 119	0224-62-1210
(有)角田安全ガス	角田字町 282	0224-62-1143
河村米穀店	角田字南 62-10	0224-62-1211
太田米穀店	高倉字本町 3	0224-65-2008

資料3-19-2 その他副食品等の調達先

(令和3年3月31日現在)

連絡先	所在地	電 話
角田市商工会	角田字大坊 34-2	0224-62-1242
ヨークベニマル角田店	角田字町尻 428	0224-61-1149
ヤマザワ角田店	角田字中島下 519-1	0224-87-8810
(株)伊藤チェーン角田店	角田字町 42	0224-61-1611
フレスコキクチ角田店	角田字大町 35-7	0224-61-0750
A&COOP角田店	角田字田町 100-1	0224-63-4561
マルホンカーボーイ角田店	梶賀字高畑南 121-1	0224-61-1330

資料3-19-3 調達物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概要	配分対象区域
角田市役所	角田字大坊 41	角田市長	0224-63-2111	鉄筋コンクリート 4階建	市内全域、角田、 桜、北郷、西根
角田市 総合体育館	枝野字青木 155-31	〃	0224-63-3771	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造2階建	枝野、藤尾、東根

資料3-19-4 炊き出しの実施予定場所

実施予定場所	対象区域	実施班の構成	備考
角田市学校給食センター	全域	班長 1名 班員 若干名	
角田市総合保健福祉センター	角田地区	同上	
角田市市民センター	角田地区	同上	
角田市スポーツ交流館	枝野、藤尾、東根地区	同上	
横倉自治センター	横倉地区	同上	
小田自治センター	小田地区	同上	
枝野自治センター	枝野地区	同上	
藤尾自治センター	藤尾地区	同上	
東根自治センター	東根地区	同上	
桜自治センター	桜地区	同上	
北郷自治センター	北郷地区	同上	
西根自治センター	西根地区	同上	

なお、実施予定場所が被災を受けて使用できない場合は、避難所等の屋外において炊き出しを実施する。

資料3-19-5 炊き出しの協力団体

団体名	事務局	電話番号
角田市婦人防火クラブ連合会	防災安全課 (角田消防署)	0224-63-2123 0224-63-1011

資料3-19-6 目標とする給水量

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	給水車
4日～10日まで	20ℓ/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	100ℓ/人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各個給水、共用栓

資料3-19-7 防災備蓄品

(令和4年8月1日現在)

番号	品名	合計数量
1	発電機	26
2	投光器	23
3	コードリール	21
4	ガソリン携行缶(10L)	20
5	ファンヒーター	56
6	カセットコンロ	23
7	防災畳	85
8	ブルーシート	96
9	毛布(枚)	3,567
10	メガホン	21
11	災害公衆電話	39
12	飲料水用ポリタンク	469
13	救急セット(20人用)	1
14	防災資機材ボックス	8
15	非常用簡易トイレ(マンホール)	41
16	非常用簡易トイレハウス健全者用	37
17	非常用簡易トイレハウス障害者	13
18	簡易トイレ(個)	130
19	簡易トイレ用薬剤	4900
20	段ボールベッド	47
21	パーテーション	949
22	エアマット(枚)	1,332
23	アルミ折り畳み式マット(枚)	960
24	サーキュレーター	11
25	扇風機	27
26	コンプレッサー	18
27	トイレトペーパー	1212
28	非接触体温計	48
29	接触体温計	40
30	マスク(50/箱)	2
31	消毒液(%)	31
32	フェイスガード(枚)	165
33	ゴム手袋(100/箱)	66
34	感染症対策セット	11
35	生理用品	860

資料3-21-1 死体搜索の実施要領

死体の搜索は、搜索班を編成して行う。

1 搜索班の編成

死体の搜索については、市職員、消防職団員等により搜索班を編成し実施する。この場合、必要に応じ角田警察署その他防災関係と連絡を密にし、作業の円滑を図る。

なお、死体の搜索に際しては、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとること。

2 書面の作成

災害時において、死体の搜索を実施した場合、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死体発見者
- (3) 搜索年月日
- (4) 搜索地域
- (5) 搜索用資機材の使用状況(借上関係内容を含む)
- (6) 費用

資料3-21-2 遺体の一時保存予定地

(令和3年3月31日現在)

施設名	電話番号	所在地	施設概況
福応寺	0224-62-2027	鳩原字寺 44	木造平家
喜松院	0224-62-1771	藤田字寺岡 47	〃
西円寺	—	尾山字山根 12	〃
長泉寺	0224-62-1004	角田字長泉寺 69	〃
東禅寺	0224-62-2511	枝野字上沼尻 52	〃
徳蔵寺	0224-69-2614	坂津田字大久保 18	〃
自照院	0224-62-1357	佐倉字町裏一番 93	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平家
称念寺	—	島田字大和橋 59	木造平家
定迎寺	0224-69-2228	平貫字鴉南 5	〃
称名寺	0224-62-2008	尾山字山根 6	〃
専福寺	0224-62-2404	角田字裏林 43	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平家
高蔵寺	0224-65-2038	高倉字寺前 49	木造平家
竹林寺	—	毛萱字栃窪 7	〃
葉眞寺	—	角田字田町 27	〃
妙立寺	0224-68-2187	神次郎字寺 14	〃
藤田寺	—	藤田字峯 206	〃

書面の作成

災害時において、死体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- 1 実施責任者
- 2 死亡年月日
- 3 死亡原因
- 4 死体発見場所及び日時
- 5 死亡者及び遺族の住所氏名
- 6 洗浄等の処理状況
- 7 一時収容場所及び収容時間
- 8 費用

資料3-21-3 火葬、埋葬の実施要領

1 実施基準

- (1) 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- (2) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 埋葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
- (4) 社会の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。

2 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。

3 火葬場は次のとおり定めておくものとするが、埋葬予定場所については、一時保存所とするものとする。

また、斎苑が災害の被害により使用できない場合及び斎苑の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、近隣市町の斎苑に応援要請を行うものとする。

<火葬場>

名 称：仙南地域広域行政事務組合あぶくま斎苑

所 在 地：丸森町舘矢間松掛字上 63 番 1

管 理 者：仙南地域広域行政事務組合理事長

電 話 番 号：72-6696

火葬炉設備：火葬炉 4 基

建 設 年 度：平成 10 年

4 書面の作成

災害時において、死体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所、貴名
- (4) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

5 費用

死体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

資料3-24-1 学校施設の代替予定施設

(令和4年5月1日現在)

学校名	児童生徒数 (人)	予定施設 (所在地)	備考
角田小学校	534	1 角田市市民センター (角田字牛館 10)	
角田中学校	555	2 角田小学校 (角田字牛館 41)	
横倉小学校	151	3 角田中学校 (角田字牛館 1-2)	
枝野小学校	48	4 横倉小学校 (横倉字杉の堂 7)	
藤尾小学校	81	5 枝野小学校 (島田字三口 71)	
旧金津中学校	0	6 藤尾小学校 (藤田字梶内 51-2)	
桜小学校	163	7 旧金津中学校 (尾山字荒町 125-1)	
北郷小学校	144	8 桜小学校 (佐倉字小山 78-1)	
北角田中学校	214	9 北郷小学校 (岡字阿弥陀入 11-2)	
		10 北角田中学校 (江尻字前原 50)	

※ 被災していない、他の学校等を活用する。

※ 旧金津中学校は、令和5年4月1日から金津小学校とする。

※ 枝野小学校及び藤尾小学校は令和5年4月1日から旧枝野小学校及び旧藤尾小学校とする。

資料3-33-1 市内の主な建設業者

(令和3年4月1日現在)

番号	業者名	所在地	電話番号	業種
1	石川建設(株)	角田字牛館181	0224-63-3389	土木一式・建築一式、舗装
2	(株)大木組	角田字町252	0224-63-1057	土木一式・建築一式・舗装
3	(株)大槻建設	角田字錦町31-1	0224-62-3224	土木一式
4	(株)加藤組	佐倉字上土浮38	0224-62-1109	土木一式・舗装
5	(株)佐藤建設	江尻字江端61	0224-63-1321	土木一式・建築一式・舗装
7	(株)畑中工務店	角田字町田88	0224-63-1139	土木一式・建築一式・舗装
8	(株)保志工務店	藤田字寺岡117	0224-63-3556	土木一式・建築一式・舗装
9	丸眞建設(株)	角田字町164	0224-62-2155	土木一式・舗装
11	(有)大川口店	佐倉字佐倉町50	0224-62-1756	土木一式
12	(有)加藤土木	梶賀字東187-1	0224-62-4501	土木一式
15	(有)鈴木組	佐倉字諏訪脇北100	0224-63-2819	土木一式
17	(有)竹内組	島田字今泉2-1	0224-62-4821	土木一式
18	(株)井上組	角田字幸町7	0224-63-1267	土木一式・舗装
19	(有)ウジエ道路工業	尾山字横町63-1	0224-63-5414	土木一式・舗装
20	日広建設(株)	角田字錦町14-2	0224-63-2511	土木一式・舗装
21	(有)赤坂舗装建設	尾山字香取原25	0224-62-0186	土木一式・舗装
22	窪田電気工事(株)	角田字旭町32-3	0224-62-1963	電気
23	(有)斎藤建材	藤田字是入15	0224-62-0277	土木一式・舗装
24	(有)久保内電気工業所	角田字栄町121	0224-62-2344	電気
25	(株)HDM	梶賀字一里壇153-10	0224-86-4655	土木一式
26	今泉建築	角田字赤沼183-3	0224-62-3114	大工・建築一式
27	(株)牛澤建築	角田字大町6-2	0224-62-0706	大工・建築一式
28	(有)菊地住建	横倉字砂崩45-2	0224-62-5573	大工・建築一式
29	(有)窪田建設	稲置字舩内26-1	0224-65-2287	土木一式
30	総合企画佐藤建築(株)	角田字扇町9-16	0224-63-4825	大工・建築一式
31	(有)丸勝工業	君萱字山田59	0224-68-2528	土木一式
32	(株)とくら	小田字藤倉3-80	0224-62-5603	土木一式・舗装
33	渡邊建設(株)	稲置字小針前45	0224-65-2191	土木一式
34	(有)大住建設	藤田字是入25	0224-62-0275	土木一式

第4章 災害復旧・復興対策に関する資料

資料4-2-1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給要件

災害弔慰金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 — 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 — 県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 — 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
	支給額	①生計維持者が死亡の場合	500万円
		②その他の者が死亡の場合	250万円
	遺族の範囲	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 （死亡したものの死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。）	
災害障害見舞金	対象災害	上記に同じ	
	支給額	①生計維持者	250万円
		②その他の者	125万円
	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢を膝関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの		

資料4-2-2 角田市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の取扱基準

1 目的

国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条の規定によって、角田市国民健康保険において一部負担金の減免及び徴収猶予を実施し、生活困難等の理由により一部負担金の支払が困難な被保険者の負担を軽減することを目的とする。

2 対象及び要件

一部負担金の支払の義務を有する世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が一時的に困難となった場合において必要があると認められた被保険者の世帯を対象とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) その他前3号に類する理由があったとき。

3 減免及び徴収猶予の手続

- (1) 一部負担金の減免及び徴収猶予を受けようとする者は、あらかじめ保険者(市長)に一部負担金の減免又は徴収猶予申請書を提出しなければならない。
- (2) 保険者は、前号の申請書を受理した場合は、申請者の世帯及び関係保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について調査を行い、必要に応じて当該世帯主に対し文書その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

4 措置の要否の決定

- (1) 保険者は、当該世帯の「生活基準費」、「実収入月額」及び「一部負担金所要額」を算定し、次の算式により措置の要否を決定する。
ア 実収入月額－基準生活費<一部負担金所要額
イ 実収入月額－基準生活費≥一部負担金所要額
アの場合は措置を要し、イの場合は措置を要しない。(ただし、徴収猶予の場合を除く。)
- (2) 基準生活費の額は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める当該基準による。

5 措置の方法及び種類

- (1) 一部負担金の減免割合の算定
一部負担金の減額及び免除の割合は、次の算式により算定するものとし、端数を生じた場合は切り上げる。
ア 実収入月額－基準生活費＝医療費充当額
イ 一部負担金所要額－医療費充当額＝一部負担金減免額
ウ 一部負担金減免額÷一部負担金所要額＝一部負担金減免割合
- (2) 前号の算式によりがたい場合でなお一部負担金の支払が困難であると認められる者については、一部負担金の徴収を猶予することができる。
- (3) 前2号の措置を受けた者に対する一部負担金は、保険者において減額し、その支払を免除し、又は保険医療機関等に対する支払に代えて、直接に徴収するものとする。

- (4) 前号の措置の期間は、原則として減額及び免除については3箇月、徴収の猶予については6箇月以内の範囲で保険者が定める。なお、当該疾病の期間が3箇月以上にわたるものとあらかじめ見込まれるものについては、第1次的に生活保護法の適用を受けるよう指導するものとする。

6 一部負担金の減免及び徴収猶予証明書

- (1) 保険者は、法第44条第1項の規定により一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定を行った場合は速やかに証明書を申請者に交付するものとし、その旨を申請者に通知するものとする。
- (2) 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、前号の証明書を被保険者証にそえて、当該保険医療機関等に提出しなければならない。

7 減免又は徴収猶予の取消し

- (1) 保険者は、虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金の減額及び免除の措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すことができる。

この場合、保険者は直ちに減額及び免除の措置を取り消した旨を当該世帯主及び関係保険医療機関等に通知するとともに減額及び免除により支払を免かれた一部負担金を当該世帯主から直ちに徴収するものとする。

- (2) 保険者は一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次のア、イのいずれかに該当する場合には、その措置を変更し、又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を即時にこれを徴収することができる。

ア 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき。

イ 一部負担金の納入を不当に免がれようとする行為があったと認められるとき。

附 則

この基準は、平成15年11月1日から適用する。

資料 4-7-1 激甚災害及び局地激甚災害の指定基準

1 激甚災害の指定基準

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第 2 章 (第 3 条) (第 4 条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>
<p>法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額> 当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B 基準) 事業費査定見込額> 当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10 億円</p>
<p>法第 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額> 当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額> 農業被害見込額 かつ、次のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額≤5,000 万円と認められる場合を除く）には適用 (1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額×0.5% (2) 当該災害に係る漁業被害見込額> 当該年度の全国漁業所得推定額×1.5%により、法第 8 条の措置が適用される災害</p>

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、</p> <p>法第 17 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)、</p> <p>法第 19 条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>法第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>法第 22 条 (罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 被災地全域滅失住宅戸数>被災地全域で概ね 4,000 戸以上</p> <p>(B 基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で概ね 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で概ね 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上</p>
<p>法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第 2 章(第 3 条及び第 4 条) の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

2 局地激甚災害指定基準

適用条件及び適用措置	指定基準
<p>法第2章（第3条）（第4条）（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 (1) 当該市町村が負担する査定事業額 \gt 当該市町村の当該年度の標準税収入額\times50% （査定事業費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>(2) 当該市町村の当該年度の標準税収入額\leq50億円 かつ、当該市町村が負担する査定事業額\gt 2億5千万円 である市町村 当該市町村が負担する査定事業額 \gt 当該市町村の当該年度の標準税収入額\times20%</p> <p>(3) 50億円$<$ 当該市町村の当該年度の標準税収入額\leq100億円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額\gt 当該市町村の当該年度の標準税収入額\times20% $+$（当該市町村の当該年度の標準税収入額$-$50億円）\times60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費の合算額$<$ 約1億円未満である場合を除く。</p> <p>2 1の事業費査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数$<$ 約10のものを除く。）</p>
<p>法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の当該年度の農業所得推定額\times10% （災害復旧事業に要する経費$<$ 1千万円のものを除く） ただし、当該経費の合算額$<$ 約5千万円未満である場合を除く。</p> <p>2 1の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数$<$ 約10のものを除く。）</p>

適用条件及び適用措置	指定基準
法第6条（農林水産業共同 利用施設災害復旧事業費 の補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費<1千万円のものを除く） ただし、当該経費の合算額<約5千万円である場合を除く。 2 2の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに 該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数<10のもの を除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額>当該市町村内の農業被害額 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 >当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額<1千万円のものを除く） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額の合算額<5千万円である 場合を除く。
法第11条の2（森林災害復 旧事業に対する補助）	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るものに限る） >当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5 （林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×約0.05%のも のを除く） かつ、次の要件のいずれかに該当する災害 1 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は 2 その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 >当該市町村の当該年度の私有林面積（人工林に係るもの）×25%
法第12条（中小企業信用保 険法による災害関係保証 の特例）	中小企業関連被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（被害額 <1千万円のものを除く） ただし、当該被害額の合算額<5千万円である場合を除く。
法第24条（小災害債に係 る元利償還金の基準財 政需要額への算入等）	法第2章（第3条及び第4条）又は法第5条の措置が適用される場合。

※ 法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」